

第3章 施策の実施状況

第1節 豊かな自然環境の保全～自然との共生～

1 健全な水循環の確保

生命の源である水は、太陽の熱を受けて海から蒸発して雲を作り、雨となって地表に降り森林の土壌に浸透して貯留された後、ゆっくりと流出して地表水又は地下水となり、河川の流下により海に至り、再び太陽の熱を受けて蒸発します。

この循環の過程において、水は、時には、河川の洪水等の災害をもたらすこともあります。森林等が持つ水源涵養機能により流量が調整され、森林から供給される炭素や栄養塩を海へと運び、生物の豊かな海を形成するなど、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

本市において、広島県西部の中国山地に水源を有し、複数の市町の区域を経て本市の中心部を流れる太田川は、市民の生活に潤いや安らぎを与えるとともに、本市の水循環において大きな役割を担っており、流域の森林から供給される栄養分を含む水は、瀬戸内海に注ぎ、広島カキの養殖等の恵みをもたらしています。また、その水質は良好であり、中流域は環境省の「名水百選」にも選定されています。

しかし、近年、森林の荒廃等が進んでおり、また、都市化の進展による雨水の地下浸透量の減少に伴い、平常時の河川流量の減少及び大雨時の流量増加のおそれが生じています。

一方で、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少により、河川への流出量が減少することも懸念されています。

このため、森林の管理等により、森林が持つ水源涵養等の機能を強化し、健全な水循環を確保していく必要があります。

(1) 水源涵養機能の維持向上

ア 水源涵養モデル事業

清流太田川を守り、次世代に引き継いでいくため、平成10年度に太田川の源である冠山が位置する源流域に森林を取得し、水源涵養機能の高いモデル水源林として整備するとともに、幅広い各層の住民参加による森林保全活動や森林学習を通じて、水源涵養機能の重要性について啓発活動を実施しています。

この事業を円滑に推進するため、①太田川下流域の8水道事業体で「太田川流域水源涵養推進協議会」を、②森林所在地である廿日市市と「広島市・廿日市市源流の森保全協議会」を設置しています。

[森林の概要]

名称：太田川源流の森

場所：廿日市市吉和字吉和東1588番、11589番3

面積：355ha

表 6 森林整備及び啓発活動参加者の状況

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林整備 保育等 (ha)	下 刈	3.57	3.79	3.19	2.39	3.17
	除 伐	1.04	—	—	—	—
	間 伐	—	—	—	—	—
	枝 打	—	—	—	—	—
	整理伐	—	—	—	—	—
	計	4.61	3.79	3.19	2.39	3.17
啓発活動の参加者数(人)		928	820	618	133	104

資料 広島市水道局企画総務課

注 令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による啓発活動の一部中止に伴い参加者数が減少

イ 森林機能保全間伐対策事業

→ 第3章第1節2(1)ア (25ページ)

ウ 市行造林・市行育林事業

水源涵養機能等の高い地域の放置森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行い、木材を売却した時の収益を、市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業を推進することで、森林の公益的機能の向上を図っています。

市行造林・市行育林地
(安佐北区可部町大字綾ヶ谷)

- 市行造林・・・契約期間 100年間
分収割合 市：土地所有者＝6：4
- 市行育林・・・契約期間 100年間から林齢を差し引いた期間
分収割合 契約時の林齢により適時変更

表 7 市行造林・市行育林事業実績

(単位：ha)

区 分			実 績					計 画
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市行造林	新規契約		—	—	—	—	—	—
	継続	下刈	1.70	—	—	—	—	—
		除伐	4.55	—	—	—	—	—
		枝打	5.58	17.15	8.39	0.21	11.71	1.27
		間伐	1.89	20.74	10.51	0.21	11.71	10.46
		捕植	—	—	—	—	—	—
	計		13.72	37.89	18.90	0.42	23.42	11.73
市行育林	新規契約		—	—	—	—	—	—
	継続	下刈	15.72	—	—	—	—	—
		除伐	1.73	—	—	—	4.16	16.74
		枝打	5.77	8.71	7.38	17.30	7.49	17.66
		間伐	4.70	9.29	13.15	19.42	4.38	42.12
	計		27.92	18.00	20.53	36.72	16.03	36.52
	合 計		41.64	55.89	39.43	37.14	39.45	48.25

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

(2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持

ア 森林機能保全間伐対策事業

→ 第3章第1節2(1)ア (25ページ)

イ 森林造成事業

森林所有者等が、市内の山林において行う人工造林等の森林施業に対する助成を行っています（１～６０年生の人工林が対象）。

表 8 森林造成事業の概要

(単位：h a)

区 分	実 績					計 画
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
造 林	0.00	0.28	3.52	3.73	0.85	7.00
保育等	147.97	184.51	172.87	180.48	167.46	181.5

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

注 1 造林は、人工造林と複層林（樹下植栽）で、特殊な地拵（じごしらえ）は計上していません。

注 2 保育等には、下刈、雪起こし（実面積）、除伐、間伐、枝打ち、受光伐、複層林改良、鳥獣害防止忌避剤の散布が該当します。

注 3 地拵（じごしらえ）とは、木を植えるに当たり、植付けの障害となる笹、雑草、落枝等を刈り払ったり、取り除いたりする作業です。

ウ 人工林健全化推進事業

健全な人工林を育成するため、森林組合等が行う、手入れが不十分な人工林の３０％以上（本数）の間伐に対する支援を行っています。

エ 市有林の整備

森林の有する多面的機能の向上を図りながら、森林施業のモデル展示林として林業の活性化に資するとともに、市域の林業振興と森林整備の誘導を図ることを目的として、市有林の整備を行っています。

表 9 市有林整備事業の概要

区 分		実 績					計 画
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
植栽(複層林)(ha)		—	—	—	—	—	—
保 育 (ha)	下 刈	8.86	—	—	—	—	—
	除 伐	—	—	—	—	—	—
	間 伐	8.86	—	7.71	20.14	9.24	14.01
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	つる切り	—	—	—	—	—	—
	枝払い	—	—	—	—	—	—
	計	17.72	—	7.71	20.14	9.24	14.01
作業道 整 備 (m)	作業道開設	1,836	—	1,200	1,700	1,600	1,700
	測量設計	—	—	—	—	—	—
	除 草	—	—	—	—	—	—
	維持補修	—	—	—	—	—	—

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

注 平成３０年度は、平成３０年７月豪雨災害により、事業予定地にアクセスする林道等が被災し、事業が実施できなかった。

オ 生活排水対策の推進

→ 第３章第３節２(２)（７３ページ）

(3) 水辺の保全・再生・創出

ア 水辺の保全

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した利用に努めています。

イ 河川環境の整備

→ 第3章第1節3(1)ウ（32ページ）

ウ 海浜環境の整備

宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、人工干潟等の海浜環境の整備を促進しています。

また、国土交通省が事務局を務める「広島湾再生推進会議」に参加し、広島湾再生行動計画を実施することで、広島湾の環境の保全に取り組んでいます。

エ 魚介類等の種苗^{しゅびょう}の生産・放流

水産資源の確保を図るため、広島市水産振興センターにおいて、広島湾や太田川での生息に適したマコガレイ、アユ等の放流又は養殖用の種苗^{しゅびょう}を生産し、放流しています。また、広島市水産振興センターでは生産していないオニオコゼ等の種苗^{しゅびょう}を購入し、放流しています。

オ 魚貝類ふれあい事業

→ 第3章第1節4(1)ア(エ)（38ページ）

カ カキ養殖漁業の振興

カキ養殖に関する諸調査を行い、その結果を基に養殖指導や研修会を実施しています。

表10 カキ（殻付き）養殖生産量（単位：t）

項 目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年以降
カキ（殻付き）養殖生産量	21,558	19,340	20,820	21,804	未発表

資料 農林水産省「海面漁業生産統計調査」

注 令和元年以降については、市町村別データの公表がないため、カキ養殖生産量が不明である。

キ 広島カキ採苗^{さいびょう}安定強化事業

良質なカキ種苗^{しゅびょう}の安定的確保に向けた対策を推進するため、海水の窒素、リン等の濃度調査を行っています。

ク 水質浄化の推進

→ 第3章第3節2(4)（76ページ）

ケ 水質保全に係る広域的な取組の推進

→ 第3章第3節2(5)（76ページ）

2 緑の保全

森林、中山間地や市街地近郊の農地等の緑は、生物の多様性がもたらす豊かな水や肥沃な土壌によって育まれ、米や野菜などの農産物や建築材等の材料となる木材等を私たちに供給しています。

また、緑は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、有害物質の吸着等による大気の浄化、都市のヒートアイランド現象の緩和、水源涵養機能や土砂流出防止機能による災害の防止などの公益的機能を有しています。

本市は、市街地である太田川河口のデルタを緑の多い郊外の丘陵地が取り囲み、その外側の市域北部には多様な生物が生息・生育する大規模な森林が位置しています。また、島しょ部も、原生林が残る似島など、緑に包まれています。さらに、市街地等には、比治山や黄金山などの丘陵地のほか、平和大通りや太田川河岸緑地など多くの緑があります。

しかし、緑の多い郊外の丘陵地では市街化が進み、市域北部の森林では一部で開発が進められています。また、中山間地では、過疎化や高齢化により農地や森林の荒廃が進むとともに、イノシシやニホンジカ等による鳥獣被害が顕在化しています。

また、近年、豪雨による水害や土砂災害が全国で毎年のように発生し、特に、平成26年（2014年）や平成30年（2018年）には、本市でも土砂災害により大きな被害が発生しました。本市の山地や丘陵地を構成する地質は主として花崗岩で、表層部分は風化が進んで真砂土になっているため、土砂災害に脆弱な地質となっており、森林の荒廃によって水源涵養機能や土砂流出防止機能が低下し、さらなる災害が発生することが危惧されています。このため、森林、農地及び市街地等の緑の保全により、緑の有する多面的機能の維持向上を図る必要があります。

(1) 森林の保全

ア 森林機能保全間伐対策事業

森林の公益的機能の向上と、木材資源の有効活用を図るため、80年生以下の人工林において、間伐の実施に要する費用や、間伐の実施や間伐材の搬出のための林業専用道（幅員3～4m）、森林作業道（幅員2m）の整備に要する費用に対する助成を行っています。

表1-1 森林機能保全間伐対策事業の概要

区 分		実 績					計 画
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業量	間伐(ha)	17.57	7.19	9.36	0.60	1.62	25.00
	林業専用道(m)	0	0	0	0	0	0
	森林作業道(m)	6,108	660	1,235	0	0	1,750

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

イ 森林造成事業

→ 第3章第1節1(2)イ（23ページ）

ウ 人工林健全化推進事業

→ 第3章第1節1(2)ウ（23ページ）

エ 市有林の整備

→ 第3章第1節1(2)エ（23ページ）

オ 里山林再生整備事業・竹林整備推進事業

平成19年度から、町内会等が、生活環境の保全、自然との触れ合いの場の提供及び鳥獣害防止を目的として、手入れの不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等で実施する事業に対する助成を行っています。

カ 人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進

自然を生かした地域づくりの一環として、野猿等野生動物との共存、棲み分けを実現し、農林産物の被害軽減に伴う農地等の保全並びに安全な市民生活の推進を図っています。

キ 治山事業の推進

崩壊した林地の復旧及び今後崩壊が発生するおそれのある林地の防災工事を実施し、林地の保全と地域住民の安全を図るとともに、広島県が実施する治山事業の推進や保安林の指定・拡大の働きかけなどにより、安全で潤いのある豊かな生活基盤の整備と市民生活の向上に努めています。

ク 木質バイオマス利用推進事業

循環型社会の実現に向けたモデル的な取組として、公共施設に薪ストーブを設置し、木質バイオマスの利用促進を図っています。

〔令和元年度〕 計画：1施設、実績：1施設

〔令和2年度〕 計画：1施設、実績：なし

〔令和3年度〕 計画：1施設、実績：なし

ケ 水源涵養^{かん}モデル事業

→ 第3章第1節1(1)ア（21ページ）

コ ひろしま産間伐材利用推進事業

保育園に広島県産材を使用した木のおもちゃを配布し、園児があそびを通じて、木の温もりや質感に親しむ機会をつくり、将来、木や森に関心を持ち、森づくりに貢献することのできる人を育てる「木育」を推進しています。

サ 中山間地域自伐林業支援事業

森林所有者や地域住民等による、間伐後森林内に放置された未利用材を集積・搬出する取組を支援し、未利用材の利活用を促進することで、健全な森林の育成と中山間地域の活性化を図っています。

また、佐伯区湯来町において、地域内の未利用材を地域住民団体等が薪に加工し、公共施設の薪ボイラーの燃料として、地域内で消費する「小さな循環モデル」を導入しています。

シ 森林づくりを支える担い手の育成

近年、水資源の、良好な生活環境の保全、緑との触れ合いの場所の提供等、森林の有する様々な公益的機能に対する市民の期待は非常に大きいものがあります。このため、平成8年度から、市民が森林づくりに自発的に参加できるような受け皿をつくり、緑との触れ合いを通して森林・林業に対する認識を深めることを目的とする、市民参加の森林づくりに取り組んでいます。また、各団体の活動内容や活動状況等を一元的に集約し、発信する「ひろしま森づくりコミュニティネット」ホームページを運営し、各団体間の連携を推進しています。

(7) 「もりメイト」育成事業

森林に関する知識や林業技術習得のための講習会を開催し、安全かつ適切な森林整備活動及び市民参加の森林づくりを継続的に展開していくための先導的役割を果たすボランティアを育成しています。



植 林
(「もりメイト」育成事業)

(4) 森林整備活動用具の貸出し

森林整備活動に取り組む市民団体を支援するため、整備に要する ^{のこぎり} 鋸や ^{すき} 鋤等の林業用具の貸出しを行っています。

(9) ひろしま「森の市」開催事業

森林ボランティア団体等が製作した木製品や森の産物の展示販売を行うことにより、市民の森林や林業への理解を深めています。

(1) 「女性のための森林づくり入門体験講座」開催事業

女性が森林ボランティアに参加するきっかけとなるよう、女性が無理なく安全に楽しみながら、学び体験できる初心者向けの森林づくり体験講座を開催し、その講師や指導員を現在活躍中の女性ボランティアとすることで、女性ならではの視点で、森林づくりのやりがいや楽しさを伝え、森林づくりへの関心を深めています。

表 1 2 市民参加の森林づくり事業 参加者数の推移

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
「もりメイト」育成事業	30 修了者 28	32 修了者29	28 修了者23	30 修了者30	30 修了者29
ひろしま「森の市」開催事業	3,520	935	2,036	3,018	2,287
女性のための森林づくり入門	—	18	11	19	11

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

表 1 3 森林ボランティアの活動者数

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林ボランティアの活動者数	7,211	2,967	3,891	4,425	5,083

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備

(2) 農地の保全

ア 農業生産基盤の整備等を通じた農地の保全

農地は、水源の涵養^{かん}や自然環境の保全などの公益的機能を有しているため、ほ場整備などの農業生産基盤の整備等を通じて、農地の保全に努めています。

表 1 4 農業生産基盤整備状況

区 分	実 績						計 画		
	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)
農 道 改 良	16	593m	128,429	21	1,349m	231,969	28	1,700m	388,900
農 道 舗 装	4	648m	17,935	3	1,062m	21,526	6	1,030m	29,100
水 路 改 良	25	1,566m	245,601	25	1,247m	284,147	44	2,765m	474,000
ため池整備	—	—	—	3	3箇所	2,612	—	3箇所	2,886
ほ 場 整 備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	391,965	—	—	540,254	—	—	894,886

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

イ 農地の流動化の促進

農業委員会の農地銀行活動により、貸借を希望する農地情報を把握し、農業経営の規模拡大を希望する農家や新規就農者などへの貸付けの仲介等を行っています。さらに、平成20年3月には、農地銀行活動を一層強化するため、農地活用相談センターを設置しました。また、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の農地中間管理事業等による新規就農者等、担い手への農地集積を支援しています。

ウ 生産緑地制度の活用

生産緑地制度を活用し、都市農地の保全と都市農業の振興を図っています。

エ 多面的機能支払事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を図る観点から、平成26年度から、多面的機能支払交付金を交付しています。

オ 中山間地域等直接支払事業

耕作放棄地の増加等により、水源涵養^{かん}などの多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、平成12年度から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付しています。

カ 良好な農村景観の形成

ほ場整備等の農業生産基盤整備、中山間地域等直接支払制度を活用した集落共同活動の促進による農地や水路等の保全、農業集落排水処理施設の整備等による生活環境の整備を通じて良好な農村景観の形成を推進しています。

キ 農業の担い手の育成

(7) “ひろしま活力農業” 経営者育成事業

本市農業の将来を担う優秀な人材を育成するため、栽培・経営技術等の研修及び経営初期の支援を行い、若い活力ある農業経営者を育成しています。

(イ) 「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業

新規就農を希望する定年退職者等を対象に、栽培や販売技術について1年間の研修を行うとともに、農地のあっせんなどの就農支援をしています。

(ウ) ふるさと帰農支援事業

市内に農地を持ち、定年退職後に帰農を予定する者等を対象に、葉物野菜などの栽培や販売技術研修を1年間行い、生産販売農家として育成しています。

(エ) “チャレンジ” 女性農業者育成事業

農家女性を対象に、1年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成しています。

(オ) 広島市農業経営改善支援センター事業

農業経営の改善を図ろうとする農業者に対し、農業経営改善計画の作成から計画の認定までの相談支援活動を行い、経営感覚に優れた農業経営体を認定農業者として育成しています。

表 1 5 新規就農者の育成人数（単位：人）

項 目	令和3年度
新規就農者の育成人数	481

資料 広島市経済観光局農林水産部農政課

(3) 市街地の緑の保全

ア 潤いのある緑のまちづくりの推進

→ 第3章第2節1(2)ア（48ページ）

イ 緑地保全についての普及啓発

→ 第3章第2節1(2)イ（48ページ）

ウ ふれあい樹林事業の推進

→ 第3章第2節1(2)ウ（49ページ）

エ 開発に対する指導

→ 第3章第2節1(2)エ（49ページ）

オ 保存樹・保存樹林の指定

→ 第3章第2節1(2)オ（49ページ）

カ 市民意識の醸成と人材の育成

→ 第3章第2節1(2)カ (49ページ)

キ 市民による民有地の緑化

→ 第3章第2節1(2)キ (49ページ)

ク 平和のための市民との協働による緑の交流と継承

→ 第3章第2節1(2)ク (49ページ)

ケ 市民との協働による公園づくりと花壇づくり

→ 第3章第2節1(2)ケ (50ページ)

コ 公園緑地の整備

(ア) 公園緑地整備の推進

→ 第3章第2節1(2)コ(ア) (50ページ)

(イ) 街区公園清掃等報奨金制度の推進

→ 第3章第2節2(2)オ(イ) (59ページ)

サ 屋上緑化等の推進

市役所本庁舎で行った屋上緑化の実験結果や民間施設の屋上緑化の事例、市役所本庁舎での壁面緑化の実施結果を市ホームページで紹介するなど、屋上緑化等の普及・啓発に努めています。

シ 道路の緑化

美しい都市景観づくりと道路交通の快適性の向上を図るため、自然な姿での街路樹の育成に努めるなど、自然環境や生態系との調和に配慮した道路の緑化を推進しています。

3 生物の多様性の確保

生物の多様性は、大気・水・栄養の循環等の様々な動きを通じて、人間も含め全ての生物の存続基盤となっています。また、私たちの暮らしは、水産資源等の食料及び木材等の資源の供給、多様な文化の形成、森林等による気候の調節や災害の防止など、生物の多様性がもたらす多くの恵みによって支えられています。

水と緑に恵まれている本市には、中山間地等の森林、農地、河川、海域等に多様な生物が生息・生育しており、太田川河口のデルタ市街地では、点在する大小の公園緑地によって緑の回廊が形作られ、市街地を流れる河川や広島湾とともに生態系ネットワークを形成し、多様な生物のすみかとなっているという特徴があります。

しかし、近年、都市開発、森林及び農地の荒廃、気候変動等の影響により生物のすみかとなる自然環境の一部が失われ、また、ニホンジカ等による鳥獣被害、化学農薬の影響、外来種の導入等は、植物から大型の動物に至るまで、生態系全体に脅威を与えています。

このため、関係行政機関等と連携するなどして、生物の生息・生育環境の保全等により、生物の多様性を確保していく必要があります。

なお、本項では、以下の考え方を踏まえ、三つのレベルの多様性と施策の方針を関連付けて整理します。

<生物の多様性の定義>

「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」では、生物の多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、その違いを以下の三つのレベルに整理しています。

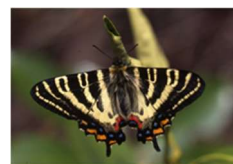
① 生態系の多様性

森林や草地、水田やため池、溪流や河川など、様々なタイプの環境に応じてそれぞれ違う特徴を持った生態系が存在していること



② 種の多様性（種間の多様性）

動物や植物、菌類など、様々な種の生物が生息・生育していること



③ 遺伝子の多様性（種内の多様性）

アサリの殻の模様が一つ一つ異なるなど、同じ種の集団の中にタイプの違う遺伝子が存在すること



(1) 生態系の多様性の確保

ア 水辺の保全

→ 第3章第1節1(3)ア (24ページ)

イ 森林の保全

→ 第3章第1節2(1) (25ページ)

ウ 河川環境の整備

河川の整備については、人命、財産を守る堤防、護岸を築造することにより治水機能を増進させてきましたが、その反面で、自然との触れ合いの場や生物の良好な生育環境が失われてきました。

近年、ゆとりや豊かさへの志向が高まり、河川空間の有する環境機能に対する要請が強まる中で、流域のあらゆる関係者で取り組んでいる流域治水対策において、河岸緑地の整備やかかわまちづくり等自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進していきます。

エ 海浜環境の整備

宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、人工干潟等の海浜環境の整備を促進しています。

また、国土交通省が事務局を務める「広島湾再生推進会議」に参加し、広島湾再生行動計画を実施することで、広島湾の環境の保全に取り組んでいます。

オ 農地の保全

→ 第3章第1節2(2) (28ページ)

カ “ひろしま活力農業” 経営者育成事業

→ 第3章第1節2(2)キ (ア) (29ページ)

キ 「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業

→ 第3章第1節2(2)キ (イ) (29ページ)

ク ふるさと帰農支援事業

→ 第3章第1節2(2)キ (ウ) (29ページ)

ケ “チャレンジ” 女性農業者育成事業

→ 第3章第1節2(2)キ (エ) (29ページ)

コ 広島市農業経営改善支援センター事業

→ 第3章第1節2(2)キ (オ) (29ページ)

サ ふるさと農村活性化事業

地域の自然や文化などの農村資源を生かした都市農村交流によって農村活性化を促進するため、都市農村交流へ積極的に参加する農村ファンの拡大に努め、農村の活性化を支援する農村サポーターの登録を推進し、農村活性化コーディネーターの活動を支援しています。

シ 水辺を生かしたまちづくりの推進

→ 第3章第2節1(1) (47ページ)

ス 緑のまちづくりの推進

→ 第3章第2節1(2) (48ページ)

(2) 種の多様性（種間の多様性）の確保

ア 魚介類等の種^{しゅびょう}苗の生産・放流

→ 第3章第1節1(3)エ (24ページ)

イ カキ養殖漁業の振興

→ 第3章第1節1(3)カ (24ページ)

ウ 広島カキ採^{さいびょう}苗安定強化事業

→ 第3章第1節1(3)キ (24ページ)

エ 魚貝類ふれあい事業

→ 第3章第1節4(1)ア(エ) (38ページ)

オ 水質浄化の推進

→ 第3章第3節2(4) (76ページ)

カ 持続可能な農業の促進

生産・流通・消費が一体となった信頼関係の構築による地産地消の推進を行い、安全安心の向上を図っています。

また、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図るため、有機農法栽培技術習得支援や環境にやさしい栽培方法の指針「“ひろしまそだち”栽培指針」等を作成・普及することにより、化学肥料・化学合成農薬の使用量低減に資する取組を推進しています。

キ 水質保全に係る広域的な取組の推進

→ 第3章第3節2(5) (76ページ)

ク 野生鳥獣による被害への対策

野生鳥獣による農林水産物に対する被害を総合的かつ効果的に防止するため、「広島市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣の捕獲・

駆除等の被害対策を行っています。

ケ カワウによる水産物被害への対策

河川におけるアユへの被害軽減のため、漁業協同組合が実施するカワウの飛来調査、漁場からの追払い、被害状況の把握等を指導しています。

コ 里山林再生整備事業・竹林整備推進事業

→ 第3章第1節2(1)オ（26ページ）

サ 人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進

→ 第3章第1節2(1)カ（26ページ）

シ 外来種に関する会議等への参加

外来種対策を推進するため、「中国四国地方外来種対策連絡会議」等に参加し、特定外来生物等に関する情報交換等を行っています。

ス 外来種被害予防三原則の普及啓発

在来種を駆逐したり、農作物に被害を与えたりする侵略的外来種による被害を防止するため、防除方法の情報提供を行うなど、国や広島県、関係市町と連携し、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）の普及啓発を行っています。

セ 特定外来生物（害虫）対策

ヒアリ、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物（衛生害虫）について、ホームページで生態、防除方法等を紹介するとともに、市民からの相談に応じています。

ソ 特定外来生物（獣）対策

ヌートリアなどの特定外来生物（獣）について、駆除を実施しています。

タ アルゼンチンアリ対策

公共工事の施行に伴い、アルゼンチンアリの分布域が拡大することを未然に防止するため、関係各課長で構成する「アルゼンチンアリ対策庁内連絡会議」を必要に応じて開催し、分布拡大の防止対策の協議・検討を行っています。

(3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保

ア 水辺の保全

→ 第3章第1節1(3)ア（24ページ）

イ 森林の保全

→ 第3章第1節2(1)（25ページ）

ウ 河川環境の整備

→ 第3章第1節3(1)ウ (32ページ)

エ 外来種に関する会議等への参加

→ 第3章第1節3(2)シ (34ページ)

オ 外来種被害予防三原則の普及啓発

→ 第3章第1節3(2)ス (34ページ)

カ 特定外来生物（害虫）対策

→ 第3章第1節3(2)セ (34ページ)

キ 特定外来生物（獣）対策

→ 第3章第1節3(2)ソ (34ページ)

ク アルゼンチンアリ対策

→ 第3章第1節3(2)タ (34ページ)

(4) 生物の多様性に関する普及啓発

ア 野生生物の調査

本市の野生生物の調査は、昭和60年度と昭和61年度の2か年にわたって実施され、昭和63年3月に教育委員会から「広島市の動植物－広島市希少生物調査報告」として報告されましたが、その後は調査が行われていませんでした。

このため、環境影響評価の審査に活用するとともに、本市の各種施策への反映を図ることを目的に、平成10年度と平成11年度の2か年をかけて「広島市の生物調査」を実施しました。そして、その調査結果をまとめ、いわゆるレッドデータブックとして広く市民に公表して活用を図るため、「広島市の生物－まもりたい生命の営み－」を平成12年3月に作成しました。

この報告書には、本市における「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種（自然環境を積極的に維持する上で注目すべき種）」の生物の分布状況のほか、地域の自然についてのコラムなどを記載しています。

なお、平成18年10月には、旧佐伯郡湯来町との合併に伴い「広島市の生物（補遺版）」を作成しました。

表 16 各分類群の「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種」の選定種数

分類群名		絶 滅	本市において絶滅のおそれのあるもの				環境指標種	計
			絶滅危惧	準絶滅危惧	軽度懸念	情報不足		
植 物	種子植物	8	28	36	11	9	15	107
	シダ植物	3	7	6	0	3	1	20
	コケ植物	1	8	4	1	9	2	25
	地衣類	0	6	1	0	3	0	10
	藻類	0	0	0	1	3	0	4
	菌類	0	6	15	0	2	0	23
	群落	1	5	8	3	0	0	17
小 計		13	60	70	16	29	18	206
動 物	哺乳類	0	0	0	0	10	1	11
	鳥類	0	2	0	3	17	3	25
	爬虫類	0	0	2	1	2	0	5
	両生類	0	0	2	0	0	4	6
	淡水魚類	0	8	6	2	0	0	16
	昆虫類	6	8	11	6	2	23	56
	クモ類	0	0	0	2	0	0	2
	甲殻類	0	1	3	1	0	0	5
貝 類	貝類	0	1	4	0	0	0	5
小 計		6	20	28	15	31	31	131
合 計		19	80	98	31	60	49	337

資料 レッドデータブック「広島市の生物」（平成18年）

注 「広島市の生物—まもりたい生命の営み—」及び「広島市の生物（補遺版）」の調査対象となっている分類群のうち、多毛種は選定種がなく、巨樹は種数ではなく個体の指定のため、示していません。

また、これらの調査において行われたカテゴリ分けのうち、「野生絶滅」は、本市において分類される群がないため、示していません。

イ 希少生物の保護に関する調査

(7) 森林公園・昆虫館

個体数が激減傾向しているアカトンボ類の現地調査や、広島県だけに生息し、絶滅が危惧されるヒョウモンモドキの生息域外保全や保全地域協議会への参画を通じて飼育増殖・生息環境復元に取り組むとともに、広島市の希少昆虫についての情報を収集し講演会等を開催するなど、広く市民に情報提供しています。

(4) 広島市安佐動物公園

野生動物の種の保存のため、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエルなどの繁殖や、希少動物のブリーディングローン（繁殖のための動物の貸し借り）を行うとともに、職員の研究成果を学術誌や、本市及び広島県が作成するレッドデータブック等に発表しています。また、研究活動発表会により市民に情報提供しています。

(5) 広島市植物公園

世界の野生ランやヤチシャジンなど、国内外の希少種を栽培保存しているほか、県内の希少植物に関する調査を行っています。調査結果は本市や広島県が作成するレッドデータブックの根拠資料となるほか、研究活動発表会や植物公園紀要への掲載などにより市民に情報提供しています。

4 自然との触れ合いの推進

本市は、都市と自然が近く、市街地近郊には、広島県立自然公園の南原峡、広島県自然環境保全地域の石ヶ谷峡、湯の山、福王寺山、広島県緑地環境保全地域の蓮華寺山、10か所の憩の森などのほか、宇賀峡や白木山など、豊かな自然環境に恵まれた場所や、広島市森林公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、花みどり公園、広島市青少年野外活動センター・こども村、広島市三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター、広島市似島臨海少年自然の家など、自然や生きものと触れ合える施設が多くあります。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの日常生活においては、「新しい生活様式」への転換が求められており、屋外で楽しめるアウトドアの魅力などが見直され、自然との触れ合いの機会の増加が見込まれています。

このため、本市の豊かな自然や公共施設等を生かして、多くの市民が自然との付き合い方や自然に関する知識等を学べる機会を提供し、それが環境の保全等に資する具体的な行動に結びつくような仕組みを構築することが必要です。

(1) 環境活動団体との協働

ア 自然との触れ合いの推進

(ア) 森林公園自然体験活動推進事業

広島市森林公園において、小・中学生を対象に、学校教育における「総合的な学習の時間」による「グリーンアドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」などの「自然体験活動事業」を実施しています。

[実施内容]

森林体験メニュー：グリーンアドベンチャー、森の発見隊、森の忍者修業、森の隠れ家づくり、クラフトづくり、やきいも体験ほか

昆虫学習メニュー：昆虫の野外観察、昆虫博士になろう、飼育室を探検しようほか



グリーンアドベンチャー
(森林公園自然体験活動推進事業)



昆虫の野外観察
(森林公園自然体験活動推進事業)

(イ) 森林・林業体験学習事業

森林公園を活用した森林・林業体験学習等を通じて、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、小学生と保護者を対象とした「親子森林体験」や、一般の方を対象とした「しいたけの里親」などを行っています。



親子森林体験
(森林・林業体験学習事業)

(ウ) 里山あーと村の推進

平成8年度から、安芸区阿戸町にある市有林と阿戸町の農・自然・歴史・生活文化などの資源を活用して、地域住民と参加者が交流しながら、市民に豊かな農林業体験活動の場を提供するとともに、里山を再生し、阿戸の地域づくりにつなげることを目的に、地域住民・参加者・行政の3者で構成する運営協議会方式（平成13年6月設立）で活動しています。



森のジャズライブ
(里山あーと村)

活動テーマ：休日は里山暮らし

部 会：やさいの会、そばの会、森づくり、
ものづくり、ピザの会、ビオトープ、
陶芸の会



田植えと里山自然体験
(里山あーと村)

(エ) 魚貝類ふれあい事業

自然保護及び環境保全意識の高揚を図るため、漁業権の設定されていない川にアユを放流しています。

[令和3年度放流実績]

アユ：瀬野川 13.5kg、八幡川 13.5kg

(オ) 広島市安佐動物公園自然体験活動

広島市安佐動物公園において、「動物レクチャー」、「職場見学」、「なかよし動物教室」などの教育プログラムを実施しています。

表 17 広島市安佐動物公園自然体験活動の状況

(令和3年度)

区 分	幼児のための なかよし 動物教室		動物レクチャー		職 場 見 学		合計 件数 (延べ)	合計 件数 (実数)	合計 人数 (延べ)
	(校・園)	(人)	(校・園)	(人)	(校・園)	(人)	(校・園)	(校・園)	(人)
幼・保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	0	11	730	0	0	11	11	730
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学・専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	11	730	0	0	11	11	730

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(カ) 広島市植物公園自然体験活動

広島市植物公園において、小・中学校における自然体験活動に対して、プログラムの提供及び実施活動を行っています。

表 18 広島市植物公園自然体験活動の状況

(令和3年度)

区 分	オリエンテーリン グ		植物教室 ・ガイド		その他の プログラム		合計 件数 (延べ)	合計 件数 (実数)	合計 人数 (延べ)
	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(校)	(人)
小学校	3	368	1	34	2	166	6	4	568
中学校	1	52	0	0	1	104	2	1	156
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	28	4	252	6	6	280
計	4	420	3	62	7	522	14	11	1004

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(4) 太田川流域振興交流会議

太田川の清らかな流れを守り、豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、「太田川サミット宣言」に基づき、平成10年4月に、太田川流域の7市町で構成する「太田川流域振興交流会議」を設立し、自然環境保全に関する啓発活動などの事業を実施しています。

【構成市町（7市町）】（令和3年度末現在）

広島市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町

【令和3年度実施事業】

a 環境保全事業（学校間交流事業、子ども交流事業）

次世代を担う子どもたちに、太田川の清流と豊かな自然環境保全の大切さを学んでもらうため、環境ボランティア団体との協働により、太田川流域のフィールドにおいて、自然体験型プログラムを実施し、319人が参加しました。

また、中高生を対象に、太田川流域における自然環境学習等の体験を通じ、当該講座により習得した知識や技術を、より若い世代の小学生へ継承することを目的として、ジュニアリーダー養成講座を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

○ 主な実施プログラム

- ・安佐北区白木町「森づくりを体験しよう」（広島市）
- ・中区白島「アシ原で環境を学ぼう」及び広島市中工場見学（広島市）
- ・三段峡「川であそぼう」（安芸太田町）
- ・三段峡「太田川源流域の川の環境を知ろう」（安芸太田町）
- ・向原町鷹の巣山「森の健康診断をしてみよう」（安芸高田市）
- ・温井ダム「太田川で一番大きなダムで歴史を学ぼう」（安芸太田町）
- ・佐伯区湯来町「山なみ学校」（広島市）
- ・もみのき森林公園「やってみよう森づくり」（廿日市市）



中区白島
「アシ原で環境を学ぼう」
（広島市）



中区南吉島
「広島市中工場見学」
（広島市）



三段峡
「川であそぼう」
（安芸太田町）



三段峡
「太田川源流域の川の環境
を知ろう」
（安芸太田町）



向原町鷹の巣山
「森の健康診断をしてみよう」
（安芸高田市）



温井ダム
「太田川で一番大きなダムで
歴史を学ぼう」
（安芸太田町）



佐伯区湯来町
「山なみ学校」
（広島市）



もみのき森林公園
「やってみよう森づくり」
（廿日市市）

ｂ 環境ボランティア団体支援事業（水援隊登録制度）

水援隊として登録した河川環境保全活動を行うボランティアグループに対して、水生生物調査及び水質検査方法の講習や必要な検査キットの提供を行っています。

- ・ 令和３年度水援隊登録数：２グループ

団体名：「春夏秋冬」、「まちづくり市民グループ可部カラスの会」

主な活動：水辺教室、河川水質調査、河川清掃など

(ｴ) 森林づくりを支える担い手の育成

→ 第３章第１節２(1)シ（２７ページ）

(ｴ) 感動体験推進事業の実施

→ 第３章第５節２(4)ウ（１１０ページ）

(㇏) 広島地球ウォッチングクラブ

→ 第３章第５節２(5)ウ（１１１ページ）

(㇏) 八幡川リバーマラソン

→ 第３章第５節２(5)エ（１１２ページ）

表１９ 自然との触れ合い事業の参加者数

（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林公園自然体験活動推進事業	28,977	7,584	11,044	11,616	10,157
里山あーと村	2,334	2,948	1,489	771	1,054
安佐動物公園自然体験活動	10,830	11,269	10,322	555	730
植物公園自然体験活動	1,961	2,329	2,341	244	1,004
太田川流域振興交流会議	664	610	418	194	319
広島地球ウォッチングクラブ	146	79	116	—	16
子どもの自然体験事業	1,128	1,580	177	6	0
合 計	43,706	26,399	25,907	13,386	13,280

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課、同安芸区役所農林建設部農林課、同都市整備局緑化推進部緑政課、同環境局温暖化対策課、同環境保全課、同市民局生涯学習課、同教育委員会事務局青少年育成部育成課

注１ 森林公園は、平成３０年７月豪雨の影響により平成３０年度及び令和元年度に臨時休園期間がある。

注２ 令和元年度、令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により自然との触れ合い事業の中止や延期を行った。なお、広島地球ウォッチングクラブは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年度の事業を中止している。

イ 自然との触れ合いに係る人材等の基盤確保

(ｱ) 森林づくりを支える担い手の育成

→ 第３章第１節２(1)シ（２７ページ）

(イ) 環境サポーターの養成講座

→ 第3章第5節2(1)ア (109ページ)

(ウ) 森林公園管理ボランティア育成事業

森林公園において、森林・林業に対する市民の理解を深めるため、下刈、整理伐、間伐、炭焼等の森林・林業体験学習講座を開催し、森林公園ボランティアとしての育成を図りました。

講座終了後、フォレストクラブ^{もりもり}森守として登録を行い、森の学校等の園内施設の維持管理やイベント等のスタッフリーダーとして活動を行っています。



整理伐
(森林公園管理ボランティア活動)

(エ) 「もりメイト」育成事業

→ 第3章第1節2(1)シ (ア) (27ページ)

(オ) 森林整備活動用具の貸出し

→ 第3章第1節2(1)シ (イ) (27ページ)

(カ) ひろしま「森の市」開催事業

→ 第3章第1節2(1)シ (ウ) (27ページ)

(キ) 「女性のための森林づくり入門体験講座」開催事業

→ 第3章第1節2(1)シ (エ) (27ページ)

(ク) 農業の担い手の育成

→ 第3章第1節2(2)キ (29ページ)

(2) 自然との触れ合い施設の活用

ア 自然と触れ合うことのできる機会の提供

(ア) 広島市森林公園（ひろしま遊学の森広島市森林公園）

広島市森林公園は、市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、併せて林業に対する理解を深めることのできる施設として、また、学校教育活動の場として利用されています。

[施設概要]

所在地	東区福田町
開 園	平成元年
面 積	約378ha
施 設	昆虫館、森林・林業体験施設、山城展望台、モノレール、ワンパク橋(吊橋)、ザイルクライミング、ハイキングの森 等

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課



昆虫館
(森林公園)

(イ) 広島市安佐動物公園

広島市安佐動物公園は、いきいきと暮らす動物たちの姿を通して人々の心に自然の認識や豊かな感性を育て、人と自然の関わりを正しく理解する場として利用されています。

[施設概要]

所在地	安佐北区安佐町
開 園	昭和46年
面 積	約51.4ha(使用面積約25.6ha)
施 設	ヒヒ山、フラミンゴ池、ゾウ舎、ぴーちくパーク、はちゅうるい館、マレーバク舎、大鳥舎、カワウソ舎、レッサーパンダ舎、動物科学館、ピクニック広場 等

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政



ぴーちくパーク
(安佐動物公園)

(ウ) 広島市植物公園

広島市植物公園は、国内外の多種・多様な植物を植栽して知的レクリエーションの場を提供しており、展示・指導活動を通じて植物と人との関わり合いの理解を深め、自然保護の心を育てる場として利用されています。

[施設概要]

所在地	佐伯区倉重
開 園	昭和51年
面 積	約18.3ha
施 設	大温室、熱帯スイレン温室、フクシア温室、展示温室、サボテン温室、ペゴニア温室、展示資料館、芝生広場、日本庭園 等

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政課



大温室
(植物公園)

(エ) 憩の森

市民が自然に親しみ、健康の増進を図る施設として、自然と調和のとれた憩の森（10か所）を整備し、管理を行っています。



武田山
(憩の森)

表20 憩の森一覧

(単位: ha)

名 称	場 所	区域面積	施 設 の 概 要
菰 口	東区温品町	15.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
鈴ヶ峰	西区井口町	7.6	遊歩道、広場、休憩所等
権現山	安佐南区緑井町	45.0	遊歩道、休憩所、便所、駐車場等
武田山	安佐南区祇園町	0.6	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
窓が山	安佐南区沼田町	25.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
木の宗山	安佐北区深川町	43.9	遊歩道、藤棚、休憩所、便所、駐車場等
蓮華寺山	安芸区畑賀町・中野町	120.0	遊歩道、広場、休憩所等
水谷峡	安芸区畑賀町	18.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
銚取山	安芸区中野東町・阿戸町	35.2	遊歩道、広場、休憩所、駐車場等
丸子山	佐伯区湯来町	0.5	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課

(オ) 市民菜園

市民に農作業を通じて農業への理解を深めてもらうため、遊休農地等を活用して、緑地とオープンスペースを確保し、コミュニティづくりの場として市民菜園を提供しています。



市民菜園

表 2 1 市民菜園開園状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
箇所数	124	115	111	110	110	104	101
区画数	6,687	6,152	5,864	5,844	5,594	5,477	5,219

資料 広島市経済観光局農林水産部農政課

(カ) 市民農園

市民に農作物の栽培体験のための場等を提供することにより、市民の農業及び農村に関する理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある市民生活の確保を図り、農村地域の振興に資するため、安佐北区の白木町及び安佐町に市民農園を整備し、開園しています。



広島市三田市民農園

表 2 2 市民農園施設概要

名 称	場 所	区 画 数	使 用 料
広島市三田市民農園	安佐北区白木町大字三田	一般区画(50㎡)	106区画
		大型区画(100㎡)	2区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	4区画
広島市見張市民農園	安佐北区白木町大字井原・大字小越	一般区画(50㎡)	158区画
		食農区画(50㎡)	15区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	5区画
広島市三国市民農園	安佐北区安佐町大字久地	一般区画(25㎡)	135区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	2区画

資料 広島市経済観光局農林水産部農政課

(キ) 花みどり公園

「花みどり公園 ふれあいの里・三国」は、花木の生産振興を図るとともに、家族連れで自然に親しみ、その良さにふれることができるように、本市と旧広島安佐農業協同組合（現広島市農業協同組合）が共同で整備しました。

[施設概要]

所在地	安佐北区安佐町大字久地
開 園	平成5年
面 積	約16.9ha
施 設	シャクナゲの国、わんぱくの国 等

資料 広島市経済観光局農林水産部農政課



花みどり公園

(イ) 青少年野外活動センター・こども村

青少年野外活動センターは、野外活動を通じて自然に親しむ機会を与えると同時に、集団宿泊生活を経験させることにより、活力のある健全な青少年の育成を図ることを目的として開所しました。

また、併設するこども村は、子どもたちが農業体験活動を通して農村や農業に対する認識を深めるとともに、自然観察・工作などの創作活動によって健康で情操豊かな子どもたちの育成に寄与する場として開村しました。

[施設概要]

所在地	安佐北区安佐町小河内
開設等	[青少年野外活動センター]昭和46年10月 [こども村] 昭和55年6月
面積	77万3,321㎡
施設	[青少年野外活動センター] 宿泊棟、ロッジ、キャンプ場、体育館、遊歩道 等 [こども村] 研修センター、工作館、牧場、実習農園、食堂、こども 広場 等

資料 広島市教育委員会事務局青少年育成部育成課



青少年野外活動センター
からの牛頭山遠景

(ロ) 少年自然の家・グリーンスポーツセンター

豊かな自然環境の中での集団生活や野外活動を通じて健全な少年の育成を図るため、三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター及び似島臨海少年自然の家を設置しています。

[施設概要]

区分	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	似島臨海少年自然の家
所在地	西区三滝本町	南区似島町
開設	[自然の家]昭和53年5月 [グリーンスポーツセンター] 昭和57年5月	昭和59年5月
面積	[自然の家]2万119㎡ [グリーンスポーツセンター] 6万3,533㎡	6万9,725㎡
施設	[自然の家]宿泊棟、研修室、 体育館、友愛の広場、創作テ ラス 等 [グリーンスポーツセンター] 炊飯場、キャンプ場、アスレ チック広場 等	宿泊棟、研修室、体育 棟、海水プール 等

資料 広島市教育委員会事務局青少年育成部育成課



少年自然の家・グリーンス
ポーツセンター

表 2 3 自然との触れ合い施設等の利用者数

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林公園	160,065	51,677	80,112	128,640	89,154
安佐動物公園	477,361	470,375	453,406	332,515	293,195
植物公園	183,866	189,079	161,834	115,783	119,405
花みどり公園	82,950	79,810	83,460	72,420	59,080
青少年野外活動センター	52,592	51,141	47,315	19,515	24,645
こども村	37,480	35,349	36,582	14,072	20,868
少年自然の家・ グリーンズポイントセンター	168,924	154,293	169,706	97,076	55,655
計	1,163,238	1,031,724	1,032,415	780,021	662,002

資料 広島市経済観光局農林水産部農林整備課・農政課、同都市整備局緑化推進部緑政課、同教育委員会事務局
青少年育成部育成課

注 1 森林公園は、平成30年7月豪雨の影響により平成30年度及び令和元年度に臨時休園期間がある。

注 2 令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により自然との触れ合い施設等を休園・休館するとともに、事業の中止や延期を行った。

(3) 自然と触れ合える森林の整備

ア 森林づくりを支える担い手の育成

→ 第3章第1節2(1)シ (27ページ)

イ 憩の森

→ 第3章第1節4(2)ア(エ) (43ページ)

ウ 感動体験推進事業の実施

→ 第3章第5節2(4)ウ (110ページ)

エ 広島地球ウォッチングクラブ

→ 第3章第5節2(5)ウ (111ページ)

1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進

都市において、河川等の水は、飲料水等として利用されるのみならず、人々の生活に潤いと安らぎを与え、また、観光、文化、交通、漁業等の様々な社会経済活動を支え、さらに、ヒートアイランド現象の緩和等にも貢献します。

また、都市において、森林、農地及び市街地等の緑は、雨水の浸透、生物の多様性の保全、良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。

本市は、太田川河口デルタに6本の美しい川が流れ、瀬戸内海に面し、都心部を中心に美しい水辺が形成されていることから、「水の都」と呼ばれており、本市の河川は、樹林の生えた中州、アシの茂る干潟、河岸緑地のまとまった緑地等、豊かな自然が残された水辺を有し、多様な生物の生息・生育場所となっています。

また、本市の区域の約3分の2は森林であり、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺の市街地の進んでいる地域及び丘陵地並びにその外側の中山間地及び島しょ部において、それぞれ特徴的な緑が広がっています。

特に、市街地は「広島のを永遠の緑におおわれた平和郷に」というスローガンの下に行われた戦後の供木運動、緑化運動等により都市緑化が推進され、平和大通りの美しい緑や河岸緑地は、市民や本市を訪れる人々に潤いと安らぎをもたらしています。

このため、市街地の水辺や緑の整備、保全及び活用により、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを推進する必要があります。

(1) 水辺を生かしたまちづくりの推進

ア 「水の都ひろしま」づくりの推進

「水の都ひろしま」を実現するための実施計画である「水の都ひろしま」推進計画を平成31年3月に改定し、計画構成や取組体系の再構築、各種取組の拡充などを行いました。

この改定計画（計画期間：令和元年度から概ね5年間）の下、市民、事業者及び行政が協働し、各種取組を進めています。

イ 河岸緑地の整備

河岸緑地は、水辺と緑地の連続性の確保などにより、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースであり、地域の特性を生かした「水の都ひろしま」にふさわしい空間を整備するため、国及び県が実施する高潮対策事業と連携を図りながら、整備を進めています。

表2-4 河岸緑地の整備計画等

所在地	河川名	延長(km)	うち整備済延長(km) (令和3年度末現在)
中 南 西 区 区 区	天満川 旧太田川 元安川 京橋川 猿候川	47.7	27.6

資料 広島市都市整備局緑化推進部公園整備課

ウ 河川環境の整備

→ 第3章第1節3(1)ウ（32ページ）

エ 海浜環境の整備

→ 第3章第1節3(1)エ（32ページ）

オ 水辺の歩行者導線の確保

広島らしさを感じさせる空間である河岸緑地を含む水辺と、街とを結ぶ歩行者動線の確保や、歩きやすい水辺の実現のため、高潮護岸の整備に併せて、緑のネットワークの形成や市民の水に親しむ空間の確保などを目指して河岸緑地の整備を行っています。

カ 水の都にふさわしい橋梁の修繕

橋梁の修繕に当たっては、水の都にふさわしい景観の形成等に配慮しています。

キ 市民による水辺の活用

平成16年3月、京橋川右岸及び本川・元安川の一部が、国土交通省から「河川利用の特例措置を適用する区域」に指定されたことを受け、京橋川右岸及び元安川左岸の河岸緑地において、民間事業者が水辺でオープンカフェを営業することができるようになりました。

平成23年度からは、河川敷地占用許可準則が改正され、オープンカフェの実施区域が「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、社会実験から本格実施へ移行し、令和3年度末時点で、京橋川及び元安川の河岸緑地において、9店舗が営業しています。また、水辺のオープンカフェのほか、水辺のコンサートなども実施しています。

表25 水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水上交通の利用者数等の合計	43万人	42万9千人	43万8千人	14万2千人	15万2千人

資料 広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

(2) 緑のまちづくりの推進

ア 潤いのある緑のまちづくりの推進

「広島市みどりの基本計画2021－2030」に基づき、市民や企業、行政といった様々な主体が、適切な役割分担と連携を図りながら潤いのある緑のまちづくりを推進しています。

イ 緑地保全についての普及啓発

市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民、事業者等と協働して緑地保全に取り組んでいくため、このまま放置すれば開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を「積極的に保全すべき緑地」とすることなどを盛り込んだ「緑地保全の方針」に

基づき、緑地保全の普及啓発を行っています。

ウ ふれあい樹林事業の推進

良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然に触れることのできる場として活用する「ふれあい樹林制度」を推進します。令和3年度末現在、6地区を「ふれあい樹林地区」に指定しています。

エ 開発に対する指導

宅地開発の計画に対して、緑化及び緑地保全に関する施策や計画に整合させるよう指導を行っています。

オ 保存樹・保存樹林の指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、地域における自然的景観の形成に寄与している一定基準以上の樹木や樹林を、保存樹又は保存樹林に指定しています。

[令和3年度末現在の指定状況]

- ① 保存樹 82本
- ② 保存樹林 2か所

カ 市民意識の醸成と人材の育成

花と緑のまちづくりへ積極的に取り組む市民意識の醸成を図るため、春と秋のグリーンフェア等のイベントを開催しています。

また、花壇づくりや緑化活動に取り組む地域団体や企業等で構成する「花と緑の広島づくりネットワーク」において講習会を開催し、緑に関わる人材の育成などに努めるなど、市民主体の緑のまちづくりを促進しています。

キ 市民による民有地の緑化

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、市街化区域等において敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化推進制度を実施しているほか、民有地緑化推進事業補助金制度や民間建築物等緑化事業補助金制度による工事費の助成を行っています。

また、建築物の屋上や壁面も含めた民有地の緑化を促進するため、民有地の緑化に関する技術的な留意事項や本市の緑化に関する制度等を取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」により、事業の普及に努めています。

ク 平和のための市民との協働による緑の交流と継承

(7) 平和記念公園の緑の保全

広島を平和を象徴する平和記念公園の緑の保全と育成を行うため、「平和記念公園樹木いきいきボランティア」の市民参加を得て、公園内の緑地帯へのマルチング材の敷き均し作業等を行っています。

(イ) 被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木の配布

平和を象徴する緑の未来への継承を進めるため、修学旅行で平和記念公園を訪れた学校等に被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木を配布しています。

[令和3年度実績：被爆アオギリ二世229本、キョウチクトウ36本]

ケ 市民との協働による公園づくりと花壇づくり

(7) 身近な公園再生事業

地域住民が主体となって、自らの発案による施設づくりなどの公園再生活動に対し、緑化指導者の派遣や活動の当初に必要な資材の提供などの支援を行っています。

表26 身近な公園再生事業の実施状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
再生件数(件)	15	14	7	5	7

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(イ) グリーン・パートナー事業

市民や企業等と協働して花と緑のまちづくりを進めるため、平和大通り等の花壇の維持管理活動に参加又は協賛していただく事業を行っています。

令和3年度末現在、21団体が維持管理活動に参加、27企業が協賛しています。

(ウ) 花と緑のまちづくり地域活動促進事業

道路や公園、公民館等の公共施設を3年以上継続して花で飾る活動に取り組む地域団体等が、安定して活動を継続できるようにするため、花苗や肥料など必要な資材を提供する事業を実施しています。

コ 公園緑地の整備

(7) 公園緑地整備の推進

幼児から高齢者まで広く利用され、遊び場として子どもたちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流やコミュニティの形成にも役立つ、身近な公園緑地の整備を進めています。

また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備しています。

【令和3年度末現在の整備状況】

開設箇所数 1,242箇所

開設面積 994.47ha

市民1人当たりの公園面積 8.38㎡/人

表27 公園緑地の整備完了箇所

種 別	公 園 緑 地 名
風致公園	東部河岸緑地(京橋川右岸(御幸橋～宇品橋))

資料 広島市都市整備局緑化推進部緑政課

(4) 街区公園清掃等報奨金制度の推進

→ 第3章第2節2(2)オ(7) (59ページ)

サ 屋上緑化等の推進

→ 第3章第1節2(3)サ (30ページ)

シ 道路の緑化

→ 第3章第1節2(3)シ (30ページ)

(3) 中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全

人口流出と高齢化が進む中山間地及び島しょ部では、農林業に従事する多様な担い手を確保・育成し、併せて地域への定住を支援することを通じて、里地・里山における農地や森林の保全等に取り組めます。

表28 中山間地・島しょ部（山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域）の人口減少率

区 分	令和3年度
中山間地・島しょ部の人口減少率(%)	4% (平成30年度比)

資料 広島市企画総務局地域活性推進課

2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出

美しい景観は、潤いと安らぎのある都市生活の実現に欠かせないものです。

市内中心部を流れる幾筋もの川、緑あふれる山々、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと秩序ある都市の街並み、山裾に広がる田園等の本市の多彩な景観は、本市特有の自然とそこに暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成され、市民の共通の財産となっています。

このため、今後も、本市の景観の特性を生かし、その価値を高めながら、豊かな自然と調和した美しく品のある都市景観の創出に取り組む必要があります。

また、本市には、毎年、国内外から多くの観光客が訪れるため、国際平和文化都市にふさわしい品格を醸し出すよう、まちの美化に一層取り組む必要があります。

(1) 美しく品のある都市景観の創出

ア 景観に関する基本計画の策定・運用

昭和56年3月に、「広島市都市美計画」を策定して以来、40年以上にわたり、建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度などにより美しい都市景観の形成に向けて取り組んできました。

また、この間、平成14年1月に、「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針」（以下「風景づくり基本方針」という。）を策定するとともに、平成16年3月には、風景づくり基本方針で示した施策を具体的に展開していくため、「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」（以下「風景づくり基本計画」という。）を策定しました。

平成16年12月の景観法の施行後は、本市においても、平成18年4月に「広島市景観条例」（以下「景観条例」という。）を施行し、平成20年2月には、景観条例に基づき、「広島市景観形成基本計画」（以下「景観形成基本計画」という。）を策定しました。

これに伴い、広島市都市美計画や風景づくり基本方針、風景づくり基本計画から景観形成基本計画に基づく取組へと移行しました。

平成26年7月には、市域全域を対象とした、景観法に基づく景観計画を策定するとともに、景観形成基本計画を廃止し、平成27年1月1日から運用を開始しています。景観計画は、市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。また、令和3年10月に景観計画を改定し、平和記念資料館下から原爆ドームを望む景観を平和都市広島を象徴するものとして確実に保全・形成していくための取組を定め、令和4年1月4日から運用を開始しています。

イ 景観資源の保全・活用

景観条例に基づき、市民・事業者の協力により良好な景観の形成に寄与する建築物等を選定し、所有者の同意を得た上で登録して、その保存と活用を図ることにしています。今後、景観法の景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度と併せて、それらの登録に向けた取組を進めます。

ウ 公共施設等のデザインの向上（広島市都市デザインアドバイザー会議）

景観形成上重要な建築物又は土木構造物のデザインについて、景観づくりへの貢献の観

点から検討を加え、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することに取り組んでいます。

エ 美しい道路空間の形成

(7) デザインに配慮した道路空間の整備

美しく整った市街地の形成などのため、デザインに配慮した道路構造物の整備や、電線類の地中化を行っています。

令和3年度は、吉島観音線などの電線類の地中化を推進しました。

(4) 水の都にふさわしい橋梁の修繕

→ 第3章第2節1(1)カ（48ページ）

(ウ) 屋外広告物行政の推進

屋外広告物は、都市景観を形成する上で重要な要素となっており、良好な景観の形成を求める市民の要請や多様化した広告媒体への対応等に取り組む必要があります。

また、道路上に掲出された広告物は、大部分が違反広告物であり、道路の美観を維持し、交通安全を確保する観点から、即時に撤去する必要があります。

このため、平成15年から、市民ボランティアによる路上違反広告物除却推進員制度（違反広告物の貼り紙、のぼり旗等を市から委任された市民が除却する制度）を施行し、令和3年度末現在、35団体295人の方が活動しています。

(I) 放置自転車対策の推進

自転車が集中する紙屋町・八丁堀地区及び主要駅周辺（6か所）の放置規制区域では、放置自転車の即時撤去を行っており、その他の区域では長期間（7日間以上）の放置が認められた場合に撤去を行っています。

また、マナーアップを呼び掛けるため、駐輪指導員による街頭指導や学校等への訪問指導を実施しています。

表29 放置自転車等撤去台数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
放置自転車等 撤去台数(台)	21,127	17,304	17,131	15,799	14,323	9,889	8,423

資料 広島市道路交通局自転車都市づくり推進課

オ 民間施設等の景観誘導

(7) 建築物等景観協議

本市では、昭和55年度から、「協議」という対話方式による景観誘導に取り組んでいます。協議項目としては、外壁の材質や色、壁面設備や屋上設備、看板・広告塔、緑化などがあります。

また、①平和大通り沿道、②川沿いや港湾沿いの地区、③西風新都、④原爆ドーム及び平和記念公園周辺、⑤縮景園周辺については、各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行ってきました。

平成27年1月からは、景観計画の運用開始に伴い、これらの協議制度を一本化し、新たに「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」を設け、建築物等の形態意匠に関する協議を行っています。

表30 建築物等景観協議の概要 (令和3年度末現在)

区 分	協議受付件数累計(件)
都市美協議制度(平成26年12月末まで)	6,519
平和大通り沿道建築物等美観形成要綱 (平成26年12月末まで)	727
リバーフロント建築物等美観形成協議制度 (平成26年12月末まで)	2,917
西風新都アーバンデザイン推進要綱 (平成26年12月末まで)	193
原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱 (平成26年12月末まで)	298
縮景園周辺建築物等美観形成要綱(平成26年12月末まで)	13
景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱 (平成27年1月から)	4,318
合 計	14,985

資料 広島市都市整備局都市計画課

(イ) ひろしま街づくりデザイン賞

良好な景観の形成に貢献している建築物やまちづくり活動などを表彰することにより、「魅力ある街づくり」への取組の拡大と、市民意識の高揚を図っています。

第17回(令和元年～2年度)の選考結果は、応募件数131件に対して表彰件数13件でした。

(ロ) 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、省エネルギー性、耐震性、良好な景観の形成への配慮等について一定の基準を満たす住宅を長期優良住宅として認定しています。

カ 文化財の保護・活用等の推進

(7) 文化財の保護

文化財を保護し、正しく後世に伝え、適切な活用を図るため、調査・指定、指定文化財の保存事業及び保護思想の普及啓発を図っており、令和3年度は、国宝及び重要文化

財「不動院金堂ほか2棟」の防災施設整備事業への補助などを実施しました。

なお、令和3年度末現在、市内の指定文化財の件数は162件（国指定24件、県指定35件、市指定103件）でした。

(イ) 文化財の活用

郷土の歴史、文化に対する理解の促進と新しい文化の創造、発展を図るため、市民ボランティアの協力も得ながら、世界遺産に登録されている原爆ドームや、史跡中小田古墳群などの文化財を保存・継承するとともに、積極的な活用を図っています。

令和3年度は、文化財活用事業として、「ひろしまWEB博物館」の整備・公開や、文化財を通してまちづくりに貢献できる人材育成等の事業を実施しました。

(ウ) 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充

区の地域特性や資源を生かしながら、市民と協力して個性豊かで魅力ある区のまちづくりを進めていくことを目的に、区の魅力と活力向上推進事業を実施し、歴史的文化遺産の保存や活用、これらを生かした観光ルートの整備など、歴史、伝統を発掘、保存伝承し、活用することにより、広島県の歴史や伝統に触れ、学習し、交流する機会を提供しました。

表3-1 各区の魅力と活力向上推進事業のうち歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充に関連する事業の実施状況
(令和3年度)

区 分	事 業 名	内 容
中 区	中区歴史資源活用プロジェクト 「ほうじゃ！西国街道で遊ぼうや」	「西国街道」をテーマに、広島県のまちと中区の新たな魅力を現代の楽しみ方を通して再発見できるよう「西国街道謎解きウォーク」「西国街道筋トレ」「西国街道脳トレ」をホームページ上に公開しました。
東 区	二葉の里歴史の散歩道などの活用事業	城下町広島の歴史を感じることでできるまちづくりを進めるため、ボランティアと協働で二葉の里歴史の散歩道巡り（ふたばの日、いつでもガイド）、城下町広島の歴史講座及び小学校の学習支援などを実施しました。※新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業中止しました。
南 区	似島の魅力づくり事業	数多くの戦争遺構が残る似島において、島の歴史を説明するボランティアガイドの養成講座を開催し、「似島歴史ボランティアガイドの会」の設立を支援しました。また、似島への来島促進の一環として、島の魅力や歴史を紹介したガイドマップを新たに作成しました。
西 区	地域資源を活用したまちづくり事業	西国街道沿線の歴史・文化を広めるため、草津地区において、まちづくり活動団体と協働して、まちガイド及び小学校の学習支援などを実施しました。
安佐南区	「あさみなみ散策マップ」の提供	区内に18の散策コースを設定し、コースごとに史跡や自然等を紹介する「あさみなみ散策マップ」を作成し、市民に提供しています。

安佐北区	JR可部線を生かしたまち歩き事業	JR可部線が平成29年3月4日に電化延伸したことを契機として、安佐北区内の4駅を起点として、地域の歴史や魅力を伝えるボランティアガイドのまち歩きを実施しました。
安芸区	ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり	地元ボランティアガイドと連携して、西国街道沿い以外の歴史的資源を紹介する「安芸区歴史探訪」を開催し、地域の魅力を発信しました
佐伯区	湯の山温泉・旧湯治場の利活用の促進	国重要有形民俗文化財「湯ノ山明神社」を含めた、湯の山温泉・旧湯治場の利活用について検討する利活用検討委員会などを開催しました。カープの新入団選手が参拝で訪れていることもあり、マツダスタジアムでの「わがまち魅力発信隊」において、湯ノ山明神社をはじめとするPR活動を実施しました。

(2) ごみのないまちづくりの推進

門前清掃についての普及啓発、ボランティア清掃への支援等を通じ、市民等による自主的な清掃活動の一層の定着を図るとともに、市内中心部における巡回清掃・巡回パトロール等による不法投棄・ばい捨て防止対策等を実施し、まちの美化を推進するとともに、陸域から河川等の水域を経由して海域へ流出するごみの発生抑制に取り組みます。

ア ばい捨て未然防止対策

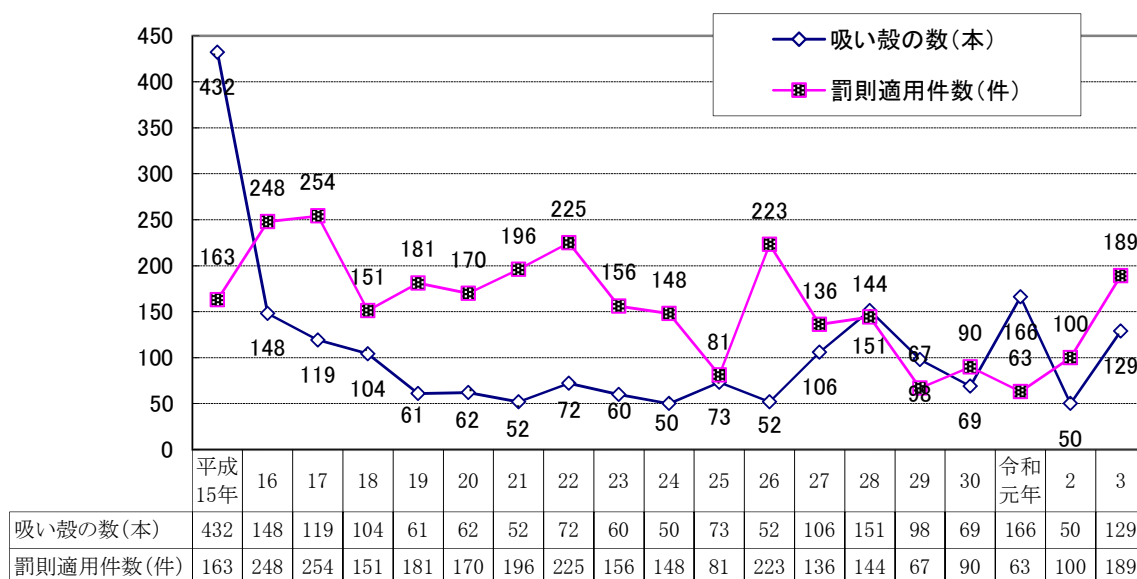
ばい捨てを未然に防止するため、散乱ごみ追放キャンペーンの実施、小・中学生を対象にした環境ポスターの募集、応募のあった環境ポスター等を利用した啓発活動を行い、市民一人ひとりの“ばい捨てをしない”という意識の高揚を図っています。

平成15年10月には、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を施行し、美化推進区域・喫煙制限区域内において、「ばい捨て防止指導員」による巡回パトロールを実施し、ばい捨てや歩行喫煙等の防止のための指導・啓発を行っています。

また、平成25年度から来広者の利便等に配慮し、分別型街路ごみ容器を中心部の主要交差点等に、分煙に配慮した喫煙所を人の動線から少し離れた場所に、それぞれ設置箇所数を絞って設置することで、ごみの散乱防止に努めています。

(件数)

図 17 路上の吸い殻の数と罰則適用件数



資料 広島市環境局業務部業務第一課

注1 吸い殻の数は、平成15年10月の「ばい捨て等の防止に関する条例」の施行直前（9月）に実施した調査以降、毎年9月に実施する喫煙制限区域内8か所の定点調査による本数です。

注2 罰則適用件数は、平成16年1月の罰則適用開始から1年間ごとの罰則適用件数です。

注3 平成15年度の数值は、平成16年1月～3月の3か月間の件数です

イ 清掃活動の推進

人の多く集まる場所や道路・歩道・公園等の公共の場所の清掃をボランティアで行う市民や企業等に清掃用具などを提供する「クリーンボランティア支援事業」や、市内中心部などの人通りの多い道路において、継続的な清掃活動を行う企業等に清掃用具などを提供する「まちの美化に関する里親制度」を実施するとともに、清掃活動を行っているボランティアの表彰を行っています。

また、住まいや職場の周りの門前清掃の呼び掛けを行うとともに、人通りが多く、ごみが散乱しやすい市内の繁華街や主要交差点の歩道などについて清掃を実施し、併せて「ばい捨てはしない」という市民の意識の高揚を図ることを目的に、「おもてなしクリーンアップチーム」や「クリーンアップチームひろしま」が活動しています。



「クリーンアップチームひろしま」の活動

表 32 クリーンボランティア参加者数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クリーンボランティア参加者数(人)	115,044	113,278	47,133	47,140

資料 広島市環境局業務部業務第一課

ウ 広島市ばい捨て等の防止に関する条例

平成15年7月に、美観を害する行為及び他人の身体を害する行為等を防止し、快適な生活環境の確保を図るため、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を制定（施行は同年10月で、罰則の適用は平成16年1月から）し、

- ① 本市、市民及び事業者が協働して、快適な生活環境を確保するためのそれぞれの責務
 - ② 屋外の公共の場所でのごみのばい捨て、飼い犬のふんの放置、喫煙制限区域内における灰皿の設置されていない場所での喫煙、屋外での落書きの禁止
 - ③ 美化推進区域・喫煙制限区域内で禁止行為を行った場合の罰則
- などを定め、美観を害する行為等の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

エ ごみ不法投棄対策の推進

「ごみのないまちづくりアクションプラン」に基づき、「今ある不法投棄ごみの撤去」、「不法投棄防止パトロールの強化等」、「不法投棄防止キャンペーンの充実等」に取り組んでおり、今後も不法投棄の再発防止に努めます。

表3-3 不法投棄の状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不法投棄件数(件)	153	123	115	85	62	52
不法投棄処理量(t)	50	31	29	30	28	18

資料 広島市環境局業務部業務第一課

オ その他の取組

(7) 「クリーン太田川」の実施

河川環境の美化意識を高揚し、実践活動の定着を図ることを目的に、太田川流域の7市町が連携して、平成5年度から、毎年7月の河川愛護月間に太田川水系河川の一斉清掃を行っています。

(4) 河川清掃業務

河川の景観を保全し、都市美の推進を図るとともに、市民の美化意識の啓発を図るため、猿猴川、京橋川、元安川、本川及び天満川の水面及びその河口付近に浮遊している又は投棄されたごみを船舶により収集しています。

(7) 河川清掃事業補助・海底清掃

広島湾の海底に堆積したごみを除去して漁業機能の回復を図るため、海底清掃を実施するとともに、河川については、関係漁業協同組合が実施する清掃事業に対して事業費を助成しています。

(1) 「リフレッシュ瀬戸内」の実施

美しい瀬戸内海を守るため、瀬戸内海沿岸に位置する関係自治体が、毎年1回、海岸と海域でごみ集めを実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

(オ) 港湾等の清掃

公衆衛生の向上、航行船舶の安全、港内の美観保持及び水産資源の保護を図るため、広島港及び付近水面において、漂流物・汚物等の投棄の防止・除去に関する事業を実施している一般社団法人広島県清港会の事業に、負担金を支出しています。

(カ) 道路清掃

道路等の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全のため、幹線道路等で交通量が多く、特に清掃が必要と認められる道路について清掃を行っています。

(キ) 公園緑地清掃

公園緑地の美観保持及び環境保全のため、清掃を行っています。

(ク) 街区公園清掃等報奨金制度の推進

街区公園等の清掃等を自発的に行う町内会等の地域団体に対し、報奨金を交付することにより、活動の活性化や公園愛護意識の高揚を図り、安全で快適な公園の利用を確保しています。

[令和3年度末現在の加入状況：758か所、街区公園数に対する割合：71%]

3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備

人や物資を円滑に運ぶ交通は、経済活動等に資するものであり、快適な都市生活の実現に欠かせないものである一方で、自動車等の交通手段は、燃料等のエネルギーの消費、二酸化炭素の排出、騒音の発生等により、環境への負荷を生じさせています。

また、本市では、高齢化等に伴い自動車を利用できなくなることなど、移動手段の限られる市民が増加しており、買物、通院等の日常生活を支える公共交通の確保が求められています。

こうしたことから、各地域の特性や課題に応じた公共交通サービスの充実強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るとともに、環境への負荷の少ない次世代自動車等の普及や、近距離移動における自転車等の利用を促進するなど、交通体系等の整備に取り組んでいく必要があります。

(1) 公共交通を中心とした交通体系の整備

ア 公共交通網の機能強化

公共交通網の機能強化を図るため、新交通西風新都線整備の推進や路面電車のLRT（Light Rail Transit：次世代型路面電車システム）化の推進等の広域的な鉄軌道系交通の輸送改善を進めています。

イ 公共交通サービスの向上

路面電車や路線バスにおける利用環境の向上や運行情報の提供など、公共交通サービスの向上に努めています。

ウ 交通結節点の乗換利便性の向上

乗換利便性を向上するため、複数の交通機関が結節する交通結節点において、円滑な乗継ぎができるように、結節機能強化や交通機関相互の連携強化などを進めています。

エ マイカー乗るまァデーの推進（ノーマイカーデー）

本市では、地球温暖化防止につながる行動の輪を広げるため、平成17年度から、ノーマイカーデー運動に取り組んでいます。

平成18年7月に、毎月22日を「マイカー乗るまァデー」と定め、平成20年7月からは、毎月2・12・22日の月3日に拡大し、できる範囲でクルマの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通を利用するなど環境にやさしい交通行動をとるよう広く呼び掛けています。

具体的には、ポスターの掲示やチラシの配布、横断幕の設置、環境関連イベントにおける広報・啓発活動など、様々な方法でPRを行うとともに、小学校における「交通と環境」学習などを実施し、「環境にやさしい交通行動」の普及・啓発を図っています。

オ パーク＆ライドの推進（広島都市圏パーク＆ライド推進協議会）

自動車から公共交通への利用転換を促進し、安全・快適で環境にやさしい交通環境を実現するため、広島県及び周辺市町と連携し、「広島都市圏パーク＆ライド推進協議会」を設置しています。

協議会では、広島都市圏におけるパーク＆ライドを推進していくため、駅周辺にある駐車場の情報提供などを行っています。

(2) 都市内移動の円滑化

ア 交通環境の整備

都市内移動をスムーズにするため、都市計画道路霞庚午線などの整備を推進しています。

また、バイパス整備などの抜本的な対策を行うだけでなく、局所的な渋滞の解消などの渋滞対策を推進するため、県警や国土交通省と連携して、デルタ地区を中心に交差点の信号や区画線、交通規制の見直しによる渋滞対策を進めています。令和3年度末までに63か所の交差点において対策を実施しました。

イ 自動車専用道路ネットワークの形成

山陽自動車道等のインターチェンジや空港、港湾へのアクセス性を向上させる広島高速道路や直轄国道バイパス等の整備を推進しています。

ウ 西風新都における交通のスマート化の推進

都市の低炭素化を図るとともに、域内移動の円滑化・活発化、高齢者の外出機会の増加等を図るため、超小型モビリティや電気自動車などの手軽で環境にやさしい乗り物の活用による新たな交通手段の導入を促進するとともに、これらの車両を共同利用し、効率的に運用する交通システムの構築に向けて、平成26年度及び平成27年度に実証実験を行い、検討を進めています。

エ 集約型都市構造の実現に向けた都市計画道路の整備方針の検討

→ 第3章第2節4(2)イ（65ページ）

(3) 環境への負荷の少ない自動車の普及促進

ア 低公害車の普及促進

低公害車の普及は、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制し、良好な生活環境を維持する上で重要です。

市域内においては、ハイブリッド車、天然ガス自動車等の低公害車の普及が進んでおり、天然ガス自動車に燃料を供給する天然ガスエコステーションについては、平成30年度末現在、市内及び近郊（海田町）に6か所設置されています。

本市においては、平成5年度に電気自動車を公害パトロール車として導入して以降、市の公用車に低公害車の導入を図っています。

また、企業等で低公害車の導入を促進するため、平成8年度から、環境保全資金融資制度の対象に「低公害車の購入」を加えています。

→ 第3章第5節3(4)イ(イ) 特別融資（環境保全資金）（115ページ）

表 3 4 市域内の低公害車の登録台数

(単位：台)

種 別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電 気 自 動 車	373	406	480	562	596	623	668
天然ガス自動車	332	312	287	269	248	231	200
ハイブリッド車	42,912	50,588	58,633	65,874	73,194	79,727	85,295
プラグインハイブリッド車	302	373	463	694	833	932	1,039
低燃費かつ低排出ガス車	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)
計	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)	－ (※)

資料 広島市環境局温暖化対策課

注 1 軽自動車を除いた台数です。

注 2 各年度末の台数です。

※ データ欠損です。

表 3 5 本市公用車への低公害車導入状況

(令和2年度末現在)

種 別	台数(台)	車 種
電 気 自 動 車	3	軽乗用車
天然ガス自動車	10	軽貨物車・小型貨物車・ごみ収集車
ハイブリッド車	4	ごみ収集車
水 素 自 動 車	0	
低燃費かつ低排出ガス認定車	783	
低排出ガス認定車(ディーゼル)	53	
計	854	

資料 広島市環境局温暖化対策課

イ 低公害車の導入促進

天然ガス自動車やハイブリッド車など、環境に配慮した低公害車の導入を促進しています。

低公害バスの導入促進のため、乗合バス事業者に対して、国とともに協調して購入費用の一部を補助する制度を設けています。

ウ 自動車環境管理制度の運用

→ 第 3 章第 4 節 1 (1) ア (ア) b (9 7 ページ)

(4) 自転車・徒歩への転換の促進

ア 自転車走行空間の整備

自転車が安全で快適に走行できるよう、車道通行を基本とした自転車ネットワークの形成を図るため、平成 2 7 年 2 月に策定した「広島市自転車走行空間整備方針（デルタ市街地編）（令和 2 年 3 月改訂）」に基づき、自転車走行空間の整備を進めています。

イ 駐輪場の整備

自転車利用者の利便性の向上等を図るため、市営駐輪場の整備拡充や民間駐輪場の整備促進などに取り組んでいます。

表 3 6 自転車走行空間整備済路線の延長 (単位 : km)

区 分	令和 3 年度
延長した自転車走行空間 整備済路線	14.0

資料 道路交通局自転車都市づくり推進課

ウ 広島市シェアサイクル事業の実施

自転車を活用した観光振興や地域活性化を図る取組として、国内外の観光客等の来訪者が観光施設等を快適に巡ることができるよう、平成 2 6 年度から広島市観光レンタサイクル「ぴーすくる」を供用開始しました。平成 3 0 年度からは、広島市シェアサイクル「ぴーすくる」と名称を変更し、商業施設へのサイクルポートの新設等により市民の日常利用も促進しながら事業を実施しています。

エ 都心の歩行環境の改善

楕円形の都心における回遊性の向上とにぎわいの創出を図るため、袋町裏通りや西国街道において、歩行環境の改善に取り組んでいます。

オ 電線類の地中化による無電柱化の推進

「防災空間の確保」、「安全・円滑な交通確保」、「都市景観の向上・観光の振興」の 3 つの基本方針に基づき、電線類の地中化による無電柱化を進めています。

4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮

まちづくりに係る開発事業等については、様々な行政法令に基づく規制がありますが、直接規制の対象にならないものであっても、環境の保全の観点からは、地域の自然的特性等を十分に踏まえた上で行われることが望ましい場合があります。

また、人口減少社会・超高齢社会の到来といった社会状況の変化を踏まえ、都市インフラの維持・更新、公共交通又は福祉サービスにおける効率化等が進んだ、エネルギー消費が少なく、安心して暮らせる集約型都市構造への転換を図る必要があります。この集約型都市構造への転換は、脱炭素社会の構築にもつながるものです。

さらに、気候変動等により、短時間強雨の発生頻度等が増加し、これにより、土砂災害、洪水等の災害が増加することが懸念されていることから、日頃から、行政と住民が一体となって、地域防災力を高めるなど、防災・減災のまちづくりに向けた取組を進める必要があります。

(1) 地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進

ア 環境影響評価制度の運用

本市では、一定規模以上の開発事業等を実施するに当たっての環境影響評価を行うため、平成7年に「広島市環境影響評価要綱」を制定して運用を始めました。

さらに、国の法律及び県の条例の制定を受け、平成11年3月に「広島市環境影響評価条例」を制定し、同年6月12日から条例に基づく環境影響評価手続を実施しています。

また、現行の環境影響評価制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていくための新たな環境影響評価制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組み、平成16年4月には、本市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

表37 広島市環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事業名	事業種別	手続開始日 (実施計画書公告日)
出島埋立地区廃棄物処分場設置事業	最終処分場の設置の事業 (約18ha)	平成11年12月15日
玖谷埋立地拡張整備事業	最終処分場の規模の変更の事業 (変更前12.7ha→変更後14.6ha)	平成14年 5月31日
白木産業廃棄物最終処分場増設事業	最終処分場の規模の変更の事業 (変更前 8.9ha→変更後16.0ha)	平成17年 3月 1日
安佐南工場建替事業	廃棄物焼却施設の設置の事業 (処理能力：400t/日)	平成17年 7月 1日
広島駅南口Bブロック 第一種市街地再開発事業	大規模建築物の新築の事業 (建築物の高さ 約190m、 延べ面積約128,900㎡)	平成19年 4月13日
恵下埋立地(仮称)整備事業	最終処分場の設置の事業 (約11ha)	平成20年11月14日
(仮称)石内東地区開発事業	複合用地の造成の事業 (82.0ha)	平成21年 1月30日
JR可部線電化延伸事業	鉄道の建設の事業 (普通鉄道 単線電化約1.6km)	平成22年12月13日
(仮称)駅前大橋線軌道建設事業	軌道の建設事業の事業 (約1.2km)	平成29年 2月 2日
(仮称)新交通西風新都線建設事業	軌道の建設の事業 (約7.1km)	令和元年 6月25日
南工場建替事業	廃棄物焼却施設の設置の事業 (処理能力：300t/日)	令和元年12月16日

資料 広島市環境局環境保全課

表 3 8 広島県環境影響評価に関する条例に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事業名	事業種別	手続開始日 (方法書公告日)
海田バイオマス混焼発電所建設計画事業	火力発電所の設置の事業(発電設備の出力：112,000kW)	平成27年 6月 4日

表 3 9 環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を実施した事業

事業名	事業種別	手続開始日 (配慮書公告日)
(仮称)広島西ウインドファーム事業	風力発電所の設置の事業(風力発電所の出力：最大154,800kW程度)	令和 2年 6月23日

【環境影響評価(環境アセスメント)制度】

土地の改変、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合に、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的にした制度です。

【多面的環境アセスメント制度】

現行の事業の実施段階で行う環境アセスメントに先立ち、政策や計画等の立案段階に十分な環境情報の下で、環境への配慮を事業計画に対する意思決定に統合するための制度です。

イ 自然環境に配慮した開発等の実施

本市では、開発事業者に対し、事業の許可申請時などに開発予定地における希少な生物情報を提供するとともに、必要に応じ緑化の推進や、緑地や希少生物の生活環境の保全など、自然環境に配慮した事業実施を求め、自然に配慮した土地利用の促進や開発で失われる自然の部分的な復元など、環境保全対策に取り組んでいます。

また、本市が実施する事業においても、広島市都市計画マスタープラン等に基づき、自然環境に配慮した計画的な土地利用に取り組んでいます。

ウ 広島市開発基準による指導

宅地開発の指導に当たって必要な技術的基準として策定した「広島市開発技術基準」に基づき、災害及び公害の防止、自然環境の保全などの観点から、開発事業の審査及び指導を行っています。

(2) 集約型都市構造への転換

ア 公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりの推進

集約型都市構造への転換を着実に進めていくためのアクションプランとなる「広島市立地適正化計画」を作成し、公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進しています。

イ 集約型都市構造の実現に向けた都市計画道路の整備方針の検討

未着手となっている都市計画道路について、路線ごとの必要性・実現性を見極めながら必要性が高い路線に集中投資を行うことにより、その整備を効率的・効果的に進めるため、整備方針の策定に取り組んでいます。

ウ 公共交通を中心とした交通体系の整備

→ 第3章第2節3(1) (60ページ)

エ スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

→ 第3章第4節1(1)ウ(ア)（99ページ）

オ 低炭素集合住宅建築補助

→ 第3章第4節1(1)ウ(イ)（99ページ）

(3) 防災・減災のまちづくりの推進

ア 自主防災組織の育成支援

自主防災組織の活動の活性化を図るため、大規模災害時における指定避難所の運営訓練等を行っています。

また、各種広報誌を発行することにより、防災知識の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上を図っています。

イ 防災まちづくり事業

防災まちづくり基金を活用し、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図るため、わがまち防災マップの作成支援、地域の防災リーダーの養成等を行っています。

ウ 広島市防災情報メールの登録促進

災害時の迅速な防災情報の提供により、市民一人一人が自ら対応できるようにするため、広島市防災情報メールの登録を促進しています

表40 防災情報メール登録総件数

（単位：件）

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
防災情報メール登録総件数	97,667	105,533	111,368	118,654	117,720	114,712

資料 広島市危機管理室災害対策課

表41 避難誘導アプリダウンロード数 （単位：件）

区 分	令和2年度末	令和3年度末
避難誘導アプリダウンロード数	34,635	55,451

資料 広島市危機管理室災害予防課

エ 治山事業の推進

→ 第3章第1節2(1)キ（26ページ）

オ 広島市開発基準による指導

→ 第3章第2節4(1)ウ（65ページ）

カ 民間建築物の耐震化の促進

民間建築物の耐震化を促進するため、市内にある一定の要件を満たす民間建築物を対象に、耐震診断等に要する費用の一部を補助しています。

また、耐震診断を義務付けられた大規模建築物等の耐震化手法検討、補強設計及び耐震改修に係る補助を実施しています。

キ 住宅耐震化促進事業

民間住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修及び耐震シェルター等の設置に要する経費の一部を補助しています。

ク 長期優良住宅の認定

→ 第3章第2節2(1)オ(ウ) (54ページ)

ケ 平成26年8月20日豪雨災害の被災地の復興まちづくりの推進

「平成26年8月20日豪雨災害 復興まちづくりビジョン」に基づき、豪雨災害で被災した地域の早期復興と安全・安心なまちづくりを推進しています。

コ 電線類の地中化による無電柱化の推進

→ 第3章第2節3(4)オ (63ページ)

サ 雨水の地下浸透の促進

歩道の排水を迅速に行うことにより利便・快適性を向上させるとともに、雨水を速やかに地下に浸透させることにより地下水の涵養^{かん}を図ることを目的に、平成7年9月から、市街化区域内の歩道の透水性舗装を行っています。

シ 下水道による浸水対策

中心市街地では都市化の急激な進展により、1時間20mm程度の降雨でも浸水が発生する可能性があるため、10年に1回程度の強い降雨（1時間降雨量53mm）に対応する雨水幹線やポンプ場などの整備を進めており、施設の一部が完成すれば暫定的に雨水貯留管として利用し、早期の浸水被害の緩和に努めています。また、周辺市街地では、5年に1回程度の強い降雨（1時間降雨量46mm）に対応する施設整備を進めています。

表4-2 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率 (単位：%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率	約37	約41	約45	約45	約47

資料 広島市下水道局施設部計画調整課

注1 浸水常襲地区とは、中心市街地約2,800haのうち、深刻な浸水被害が発生している約2,000haの区域です。

注2 床上・床下浸水解消率とは、浸水常襲地区のうち、浸水対策施設の整備により床上・床下浸水が解消された地域の面積の割合をいいます。

ス ハザードマップ等の作成・公表

土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等）に指定された地区について、災害時における情報の伝達方法や避難場所などの周知を図るため、「土砂災害ハザードマップ」の作成・公表を行っています。

また、市民自らが浸水被害の軽減につながる行動が取れるよう、浸水（内水）ハザードマップを作成し、ホームページや公民館での掲示、区役所での配布などにより、周知を図っています。これまで中心市街地の7地区及び周辺市街地の8地区の計15地区において

作成・公表しており、その他の地区についても、できるだけ早期に作成・公表を進めています。

セ 水資源の有効利用

水資源の有効利用を図るため、下水処理水を水資源再生センター内での設備機器の冷却水等に再利用しており、令和3年度の利用実績は下水処理水の6.4％となっています。

また、平成21年3月に完成したマツダスタジアムにおいて、雨水をグラウンド散水やトイレ用水、敷地内のせせらぎ水路用水として再利用しています。

ソ 節水等についての意識啓発

ホームページにお風呂の残り湯の再利用や食器のため洗いなど具体的な節水方法を掲載し、意識啓発を行っています。

タ 水道施設における漏水の防止

漏水を早期に発見・修理するため、配水管等の漏水防止調査を行うとともに、漏水を未然に防止するため、老朽化した水道施設を計画的に更新しています。

表 4 3 漏水率（水道施設） (単位：％)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
漏水率(水道施設)	2.6	2.5	2.8

資料 広島市水道局技術部維持課

第3節 健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

1 大気環境の保全

きれいな大気は、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の大気環境は、大気汚染物質等の規制基準の遵守、低公害車等の増加等により、おおむね良好な状況にあります。光化学オキシダントについては、環境基準の達成が難しい状況にあります。

このため、引き続き、大気の汚染の状況を監視するとともに、大気汚染物質の発生源となっている自動車、工場・事業場等への対策等を推進し、大気質の維持向上を図る必要があります。

(1) 大気汚染の状況の監視

ア 監視体制の充実

大気汚染の状況を把握するため、7か所の一般環境大気測定局と4か所の自動車排出ガス測定局を設置し、常時監視を行っています。

さらに、常設の大気測定局では把握できない地域の汚染調査、内陸部の大規模開発の影響調査及び自動車排出ガス調査などのため、大気測定車による測定を実施しています。

令和3年度は、6地点（一般環境調査5地点、沿道調査1地点）で、延べ249日、大気測定車による測定を実施しました。

また、微小粒子状物質自動測定機等を更新するなど、計画的に測定機器の更新を行い、大気汚染の監視体制の充実を図っています。

イ 緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、一般市民への周知等の措置を講じることにより、健康被害の未然防止に努めています。

緊急時の発令の対象となる汚染物質としては、二酸化硫黄、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質が定められていますが、光化学オキシダントを除き、発令は行われていません。

令和3年度は、光化学オキシダントに係る緊急時における注意報（発令基準：1時間値0.12ppm）の発令はありませんでした。

表4-4 広島市域の緊急時の発令地区

地 区	情 報 等 発 令 区 域
広島地区	中区、東区、南区、西区、安佐南区、佐伯区及び安佐北区のうち旧高陽町
可部地区	安佐北区(旧高陽町を除く。)
海田地区	安芸区

資料 広島市環境局環境保全課

ウ 光害（ひかりがい）等への対応

光害は、感じ方に個人差があるため、客観的な評価が難しく、規制基準也没有ありません。

このため、環境省が策定した光害対策ガイドラインの活用などにより、良好な照明環境の実現に努めています。

【光害とは】

人工光（照明）の光量や光の向きや色彩により、人にいらだち感、不快感、注意の散漫あるいは視認性低下などを引き起こしたり、生き物の生態に悪影響を及ぼしたりする状況をいいます。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

ア マイカー乗るまゝデーの推進（ノーマイカーデー）

→ 第3章第2節3(1)エ（60ページ）

イ 都市内移動の円滑化

→ 第3章第2節3(2)（61ページ）

ウ 環境への負荷の少ない自動車の普及促進

→ 第3章第2節3(3)（61ページ）

エ アイドリングストップ運動の推進

自動車の駐停車中の不必要なアイドリングの自粛は、大気汚染や地球温暖化を防止するために簡単に行うことができる取組です。

本市では、ホームページやイベントでドライバー等にアイドリングストップを呼び掛けるなど、啓発活動を行っています。

また、平成11年4月から施行した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」において、自動車の停止時の原動機の停止についての規定を設けています。

(3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進

ア 立入検査等の実施

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）では、ばい煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設、一般粉じん発生施設等の届出が義務付けられています。

令和3年度末における本市への届出施設数は、ばい煙発生施設が348工場・事業場、862施設（このうちボイラーが591施設で全体の69%）、水銀排出施設が18工場・事業場、29施設、VOC排出施設が4工場・事業場、21施設、一般粉じん発生施設が90工場・事業場、335施設となっています。

また、「広島県生活環境の保全等に関する条例」（以下「県生活環境保全条例」という。）に基づいて届出されたばい煙関係特定施設は44工場・事業場、212施設、粉じん関係特定施設は124工場・事業場、403施設となっています。

本市では、大防法及び県生活環境保全条例に基づき、これらの工場・事業場に対して排出基準や施設の構造、使用及び管理基準の遵守状況などを把握するため、立入検査を実施しています。

令和3年度の立入検査件数は、延べ22工場・事業場、53施設で、調査の結果、改善

勧告や改善命令を要する違反等はなく、大防法や県生活環境保全条例の遵守状況は良好です。

表 4 5 立入検査等の実施状況

(令和 3 年度)

根拠法令 規制・指導等		大防法					県生活環境保全条例		計
		ばい煙発生施設	水銀排出施設	VOC排出施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設	ばい煙関係特定施設	粉じん関係特定施設	
立入検査	延べ工場・事業場数	17	0	1	2	0	0	2	22
	延べ施設数	27	0	8	6	0	0	12	53
行政指導		17	0	0	2	0	0	2	21
改善命令		0	0	0	0	0	0	0	0

資料 広島市環境局環境保全課

【ばい煙発生施設とは】

工場や事業場に設置され、大気の大汚染の原因となるばい煙(すす状の物質)を排出する一定規模以上の施設です。

【VOC (揮発性有機化合物)とは】

常温常圧で空気中に容易に揮発する化学物質の総称で、主に人工合成されたものです。多くは溶剤や塗料から排出されます。

【一般粉じん・特定粉じんとは】

一般粉じんは、空気中を浮遊する埃や塵状の物質です。
特定粉じんは、空気中を浮遊するアスベスト繊維です。

イ 季節燃料規制

市内中心部について、冬期のビル暖房等に起因する硫黄酸化物の発生を減らすため、ばい煙発生施設に対し、使用する燃料の規制を行っています。

燃料規制区域では、燃料使用量の多い12月から3月までの間、硫黄含有率が1.0%以下の重油その他の石油系燃料の使用を義務付けています。

ウ 土地利用対策の推進等

操業環境の確保、住環境の保全などを考慮し、用途地域の指定などにより、工場などの適切な立地を誘導しています。

また、緑化推進制度などにより、工場周辺の緑化を推進しています。

(4) 悪臭の防止

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害で、様々な環境条件や生活様式、健康状態などにより、感じ方に個人差があるため、客観的な評価は困難です。

本市では、悪臭防止法の施行時から、物質濃度規制により工場・事業場からの悪臭を規制していましたが、この方法では、いろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質についての対応が困難でした。また、住宅地の郊外への拡大により、規制地域外としていた市街化区域以外でも、悪臭苦情が増加していました。

このため、平成14年度に、広島市環境審議会に対して「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方」について諮問し、その答申を受けて、平成16年1月に、規制方式を臭気指数による規制に変更するとともに、規制対象地域を市内全域に拡大しました。

令和3年度は、工場・事業場への立入検査を延べ95件実施し、その結果に基づく指導を行いました。

2 水環境・土壌環境の保全

きれいな水は、大気と同様に、市民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に欠かせないものです。

本市の水環境は、污水处理施設の普及等によって改善され、おおむね良好な状況にあります。が、広島湾の海域の水質については、一部の項目で環境基準が達成されていない状況にあります。

このため、引き続き、水質汚濁等の状況を監視するとともに、家庭、工場・事業場等からの排水に関する対策等を推進し、水質の維持向上を図る必要があります。

また、土壌は、水の浸透・貯留、水質の浄化、食糧生産、有機物の分解等の様々な機能を有し、市民の生活基盤として大きな役割を果たしています。

汚染物質は土壌に蓄積されやすく、汚染された土壌の直接摂取や土壌中の有害物質によって汚染された地下水の飲用等により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

本市においても、市街地の建設事業等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化する場合があることから、土壌汚染対策を推進する必要があります。

(1) 水質汚濁等の状況の監視

ア 地下水調査

地下水調査は、市内の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を10地点で、また、これまでに汚染が発見された地域について継続的に監視を行うための継続監視調査を7地点で実施しました。

令和3年度の測定結果では、全17地点で全ての項目が環境基準に適合していました。

イ 底質調査

河底や海底の堆積物は、水質や魚介類等に影響を与えるため、河川及び海域の底質調査を実施しています。

令和3年度は、11地点（河川10地点、海域1地点）で実施した結果、暫定除去基準値が設定されている総水銀が5地点、PCBが1地点で検出されましたが、いずれも基準値以下でした。

ウ その他の調査

(7) 栄養塩類調査

河川や海域の富栄養化の状況について調べるため、窒素やリンの栄養塩類の調査を実施しています。

令和3年度は、39地点（河川28地点、海域11地点）で実施した結果、河川では、傾向として、農業地域を流下する河川や、生活雑排水の流入量の多い地点で、窒素及びリンの値が高くなっていました。海域では、窒素及びリンに係る環境基準の類型が指定されている広島湾の北部、南部ともに環境基準を達成していました。

(4) 洗剤残存調査

河川水に混入する生活排水の影響を調べるため、洗剤中の成分である陰イオン界面活

性剤（LAS）の残存量調査を実施しています。

令和3年度は、河川9地点で調査した結果、8地点においてLASが検出されました。

エ 水質事故対策

河川や海域などの公共用水域の水質保全を推進するため、庁内に「広島市水質保全会議」を設置し、水質事故の発生時には、広島市危機管理計画に基づく「河川等の汚染（水質事故）対応マニュアル」により、関係部局が連携して対応しています。

オ 水質監視員制度

公共用水域における水質汚濁の未然防止や、事故などによる水質汚濁への迅速かつ的確な対応措置等を実施するため、水質パトロールを民間に協力依頼する仕組みとして、昭和46年度から水質監視員制度を設けています。

令和3年度末現在、25人の水質監視員が活動しています。

[水質監視員の業務内容]

- ・ 水質汚濁による事故発生時の市への通報及び汚濁状況の記録
- ・ 市内水域への汚濁物質の放流及び投棄の監視
- ・ 水質汚濁に関わる試料等の採取及び保存
- ・ その他水質汚濁の防止について参考となる事項の報告等

カ 水資源再生センターにおける水質試験

下水の処理に当たり、各水資源再生センターにおいて、流入水及び放流水の水質試験を行っています。

(2) 生活排水対策の推進

ア 公共下水道の整備

下水道は、生活環境の向上を図るだけでなく、河川・海域の公共用水域の水質保全や雨水による浸水の防除など、多くの役割を担っており、安心を提供する市民生活に欠くことのできない基幹的施設です。

本市の公共下水道は、当初は、市域全体の早期整備を目指し、雨水と汚水を1本の管で終末処理場まで流して処理を行う合流式下水道を市中心部から整備していました。

しかし、合流式下水道は、雨天時に増水した下水を十分に処理しきれず、公共用水域に排出してしまうため、周辺市街地では、雨水と汚水を2本の管に分け、汚水のみで常時安定した処理を行うことのできる分流式下水道を整備しています。

なお、既存の合流式下水道の改善対策として、雨天時に増水した下水を貯め、降雨終了後に終末処理場へ送水する雨水滞水池等の整備を進め、令和4年4月に完了しました。

今後も、公共用水域の更なる水質改善を進めていきます。

表 4 6 公共下水道及び污水处理人口の普及率

項 目	平成28年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共下水道の普及率(A/C)	94.9%	95.4%	95.5%	95.7%	95.8%	95.9%
污水处理人口の普及率(B/C)	95.9%	96.5%	96.6%	96.8%	97.0%	97.1%
A:処理区域人口(人)	1,131,720	1,138,760	1,141,180	1,143,470	1,143,080	1,138,320
B:污水处理区域人口 ^注 (人)	1,144,644	1,151,860	1,154,499	1,156,079	1,156,289	1,151,410
C:行政区人口(人)	1,193,051	1,193,556	1,194,524	1,194,330	1,192,589	1,186,408

資料 広島市下水道局施設部計画調整課

注 污水处理区域人口とは、公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽を利用している人口の総和です。

表 4 7 農業集落排水事業実績

区 分	平成28年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
供用開始処理区数	13	13	13	13	13	13
処理区域内人口(人)	11,489	11,521	11,606	11,781	11,272	11,075

資料 広島市下水道局施設部計画調整課

注 計画対象地区は、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区内の農業振興地域です。

イ 農業集落排水処理施設の整備

公共用水域の水質を保全するとともに、農産物への被害を防止し、良好な農業生産環境の確保と生活環境の改善を図るため、農業振興地において、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を推進しています。

ウ 浄化槽の設置の促進

家庭用の浄化槽は、生活環境の向上や生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止に有効な手段であることから、その普及を図るため、平成20年度から、住宅等の所有者の申請に基づき、本市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業を実施しています。

表 4 8 市営浄化槽事業実績

(単位:基)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新設	25	18	17	16	12	10	10
帰属	29	21	36	28	28	22	25
計	54	39	53	44	40	32	35

資料 広島市下水道局施設部管路課

エ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃の実施、法定検査の受検）を推進するため未管理浄化槽の管理者に対し、立入検査や文書による指導を実施しています。

また、法定検査において維持管理が不適正であると判定された浄化槽の管理者に対し、文書による改善指導を実施し、提出された報告書や立入調査により、改善状況の確認や指導を行っています。

オ 水洗化に係る普及啓発促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して下水道へ早期に接続するよう、普及相談員による戸別訪問・指導等や水洗便所設備資金の貸付制度等のPRを行っています。

(3) 工場・事業場の排水対策の推進

ア 水質汚濁防止法に基づく届出等

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）第5条第1項の規定に基づいて届出された特定事業場は、令和3年度末で49業種958事業場あり、そのうち自動式車両洗浄施設を有する事業場が283事業場で最も多く、次いで洗たく業の事業場が186事業場、さらに、し尿処理施設を有する事業場（501人槽以上、みなし特定事業場201人～500人槽を含む。）が62事業場で、以上の3業種で全届出事業場の約55%を占めています。また、水濁法第5条第3項の規定に基づいて届出された有害物質使用特定事業場は38事業場、有害物質貯蔵指定事業場は32事業場です。

広島県生活環境の保全等に関する条例第25条の規定に基づいて届出された特定事業場は、3業種、72事業場です。

令和3年度は、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の維持管理状況などを把握するため、延べ96件の立入検査と66件の事業場排水の水質検査を実施しました。

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法による審査

水濁法で規定されている特定事業場のうち、日最大排出水量が50m³以上の事業場（下水道終末処理施設等を除く。）の設置と変更には、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）に基づき、本市の許可が必要です。

許可に際しては、瀬戸内海水域の水質に過大な影響を生じさせないように、環境に与える影響を予測・評価した内容を示す書類を縦覧し、他県等への意見照会を行った後、必要に応じて計画の変更を求めます。

令和3年度における瀬戸法に基づく許可件数は、設置3件、変更5件で、年度末の許可事業場数は33事業場となっています。

ウ 水濁法に基づくCOD、窒素及びりん含有量の総量規制

広島県が定めた総量削減計画に基づき、日平均排出水量が50m³以上の特定事業場に対し、定期的に排水の汚濁負荷量の計測結果の提出を求めるとともに、特定事業場の立入時に汚濁負荷量の排出状況の調査を行っています。

エ 富栄養化対策

瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害を防止するため、水濁法に基づき、令和3年度は、延べ59事業場について窒素及びりんの排出状況を調査し、削減指導を行いました。

オ ゴルフ場農薬対策の推進

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止

を図るため、ゴルフ場の排出水の水質調査を実施しています。

令和３年度は、市内８ゴルフ場の排出水等について、農薬９７項目の水質検査を実施した結果、８ゴルフ場すべてにおいて「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に定める水濁指針値及び水産指針値を超えていませんでした。

(4) 水質浄化の推進

ア 河川清掃業務

→ 第３章第２節２(2)オ(イ)（５８ページ）

イ 河川清掃事業補助・海底清掃

→ 第３章第２節２(2)オ(ウ)（５８ページ）

ウ 港湾等の清掃

→ 第３章第２節２(2)オ(オ)（５９ページ）

エ 八幡川リバーマラソン

→ 第３章第５節２(5)エ（１１２ページ）

オ 水資源再生センターの放流水の水質向上

水資源再生センターにおいて、流入水質や水量など、施設の状況に応じた運転管理を行い、放流水の水質向上に取り組んでいます。

(5) 水質保全に係る広域的な取組の推進

ア 太田川流域振興交流会議

→ 第３章第１節４(1)ア(キ)（４０ページ）

イ 「クリーン太田川」の実施

→ 第３章第２節２(2)オ(ア)（５８ページ）

ウ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議を通じた取組

瀬戸内海の環境保全を図ることを目的として、瀬戸内海に係る１３府県・７政令指定都市・２０中核市（令和３年度末現在）で構成された「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」に加入し、広域的な相互協力により、国に対する要望等の事業に取り組んでいます。

エ 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会を通じた取組

比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的として、「公益社団法人瀬戸内海環境保全協会」に加入し、瀬戸内海の環境保全に関する事業を行っています。

オ 広島湾再生推進会議を通じた取組

水辺の保全を図るため、国土交通省が事務局を務める「広島湾再生推進会議」に参加し「広島湾再生行動計画」に基づく取組を実施しています。

(6) 土壌汚染対策の推進

ア リスク管理の推進

土壌汚染対策を推進するためには、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）が適用される工場及び事業場における有害物質の取扱状況等に関するデータを的確に収集・管理し、必要に応じて利害関係者に情報を提供する必要があります。

このため、水濁法、瀬戸法、下水道法に基づく届出情報等を収集・整理し、土対法が適用される工場及び事業場のリストを作成して公表しています。

イ 工場・事業場への指導

土対法第3条第1項には、水濁法に定める有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合には、土地所有者等がその敷地内の土壌汚染の状況を調査し、その結果を都道府県知事（政令指定都市の長等を含む。）に報告することが定められており、令和3年度は、4件の報告がありました。また、土対法第3条第7項では、同法第3条第1項ただし書の規定により土壌汚染状況調査を一時的に猶予されている敷地内で900㎡以上の土地の形質変更を行う際に届出をすることが定められ、同法第3条第8項の規定に基づく調査命令を発出することが定められています。令和3年度は、3件の届出があり、調査命令を発出して、2件の報告がありました。土対法第4条第1項では、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨から、一定規模（3,000㎡。ただし、現に水濁法に定める有害物質使用特定施設が設置されている土地においては900㎡。）以上の土地の形質変更を行う場合に届出をすることが定められています。令和3年度は159件の届出がありました。土対法第4条第2項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書は届出に併せて6件の提出があり、また、土壌汚染のおそれがあると判断し、同法第4条第3項に基づく調査命令を発出した案件はありませんでした。

土対法第14条では、自主的に法に準じた調査を行った結果、土壌汚染が判明した場合には、自ら要措置区域等に指定することを申請できると定められており、令和3年度は3件の申請がありました。

これらの土対法に基づく調査結果が法に定める基準に適合しない場合には、その区域を土壌が汚染されている区域として指定します。令和3年度末時点では、土対法第6条に基づく要措置区域を2か所、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域を31か所指定しています。

広島県生活環境の保全等に関する条例では、一定規模以上の土地を改変しようとする者に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施などを義務付け、汚染の拡散防止を図っています。令和3年度は、26件の土地履歴調査結果が報告され、土壌汚染確認調査結果の届出が1件ありました。

【要措置区域とは】

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。

【形質変更時要届出区域とは】

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域です。

3 有害化学物質等の対策の推進

産業活動や日常生活において利用されている多種多様な化学物質は、私たちの便利な生活を支えています。化学物質の中には、ダイオキシン類等、環境中に蓄積され、人の生命、健康等に悪影響を及ぼすおそれのあるものも少なくありません。

本市においては、ダイオキシン類について、大気、公共用水域等において環境基準を達成しており、ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、環境基準を達成しています。

引き続きダイオキシン類をはじめとする有害化学物質や、それらと同様に人に健康被害を生じさせるおそれのある石綿（アスベスト）による汚染の状況を監視するとともに、規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視

環境中の有害化学物質のうち、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイ特法」という。）で、有害大気汚染物質は大防法でそれぞれ常時監視が義務付けられています。有害化学物質については、市内環境中の状況を把握するため、環境調査を実施しています。

ア ダイオキシン類

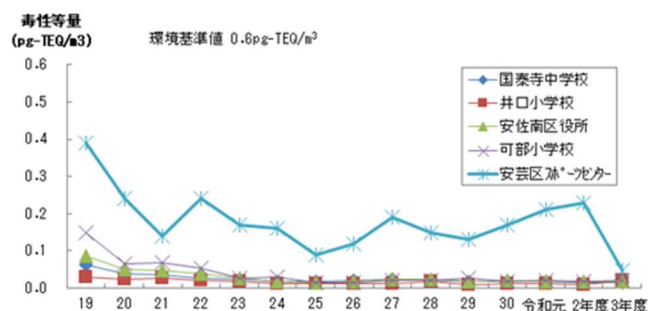
ダイオキシン類の環境基準については、平成12年1月のダイ特法の施行により、大気、水質及び土壌について設定され、平成14年7月の改正により、底質についても設定されました。

(7) 大気環境調査

大気環境調査は、平成12年度から実施しており、調査結果は、調査開始から全ての地点で環境基準に適合しています。令和3年度は、市内5地点で年4回の調査を実施しました。

その結果、5地点での年平均値は0.016～0.048 pg-TEQ/m³で、全ての地点で環境基準値（0.6 pg-TEQ/m³）を下回っていました。

図18 ダイオキシン類の年平均値の経年変化



(4) 共用水域（河川・海域）・地下水調査

公共用水域（河川・海域）・地下水調査は、平成12年度から実施しており、調査結果は、全ての地点で環境基準に適合しています。

令和3年度は、水質については年2回（国の調査は年1回）、底質については年1回の調査を、河川11地点（うち2地点は国の調査）と海域4地点で実施するとともに、地下水の調査を市内5地点で実施しました。

その結果、水質の年平均値は河川では0.058～0.17 pg-TEQ/L、海域では0.019～0.041 pg-TEQ/Lで、全ての地点で環境基準値（1 pg-TEQ/L）

/L)を下回っていました。

底質は河川では0.15~0.71 pg-TEQ/g、海域では6.8~13 pg-TEQ/gで、全ての地点で環境基準値(150 pg-TEQ/g)を下回っていました。

また、地下水は0.014 pg-TEQ/Lで、全ての地点で環境基準値(1 pg-TEQ/L)を下回っていました。

(ウ) 土壌調査

土壌調査については、平成12年度から平成16年度まで、一般環境把握調査を市内117地点で、発生源周辺状況調査を廃棄物焼却炉周辺の80地点で実施し、平成18年度からは、新たな年次計画に基づく調査を実施しています。調査結果は、全ての地点で環境基準に適合しています。

令和3年度は、市内5地点で調査を実施しました。調査結果は0.057~0.15 pg-TEQ/gで、全ての地点で環境基準値(1,000 pg-TEQ/g)を大きく下回っていました。

イ 有害大気汚染物質

低濃度であっても長期間の暴露により人の健康に影響を及ぼすおそれの高い有害大気汚染物質として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、平成13年にジクロロメタンについて、それぞれ環境基準が設定されました。

また、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、平成15年にアクリロニトリル等4物質について、平成18年にクロロホルム等3物質について、平成22年にヒ素及びその化合物について、平成26年にマンガン及びその化合物について、令和2年にアセトアルデヒド及び塩化メチルについて、それぞれ指針値が設定されました。

本市では、これら15物質を含む22の有害大気汚染物質について、調査を実施しています。

令和3年度は、市内5地点（一般環境2地点、道路沿道1地点、固定発生源周辺2地点）で調査を行った結果、全ての地点で環境基準値と指針値をそれぞれ下回っていました。

なお、環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、各地点ともほぼ横ばいで推移しています。

図 1 9 環境基準設定物質の年平均値の経年変化

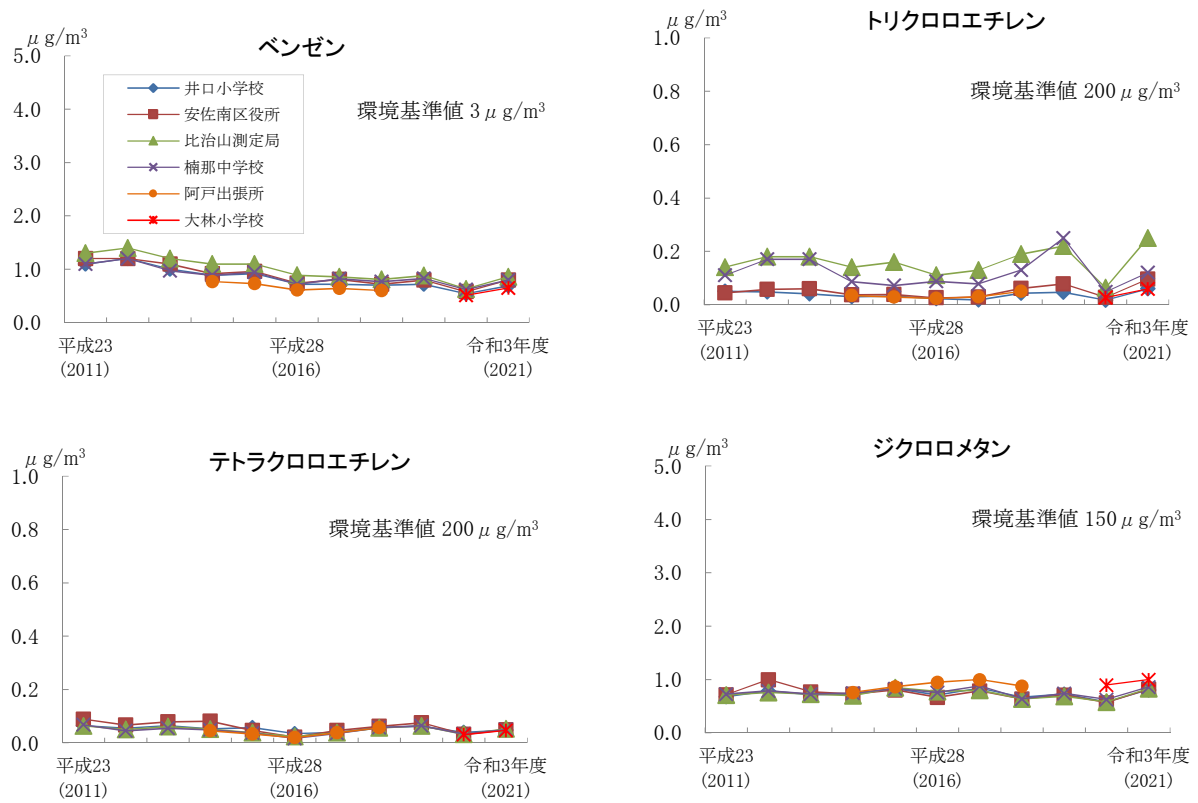
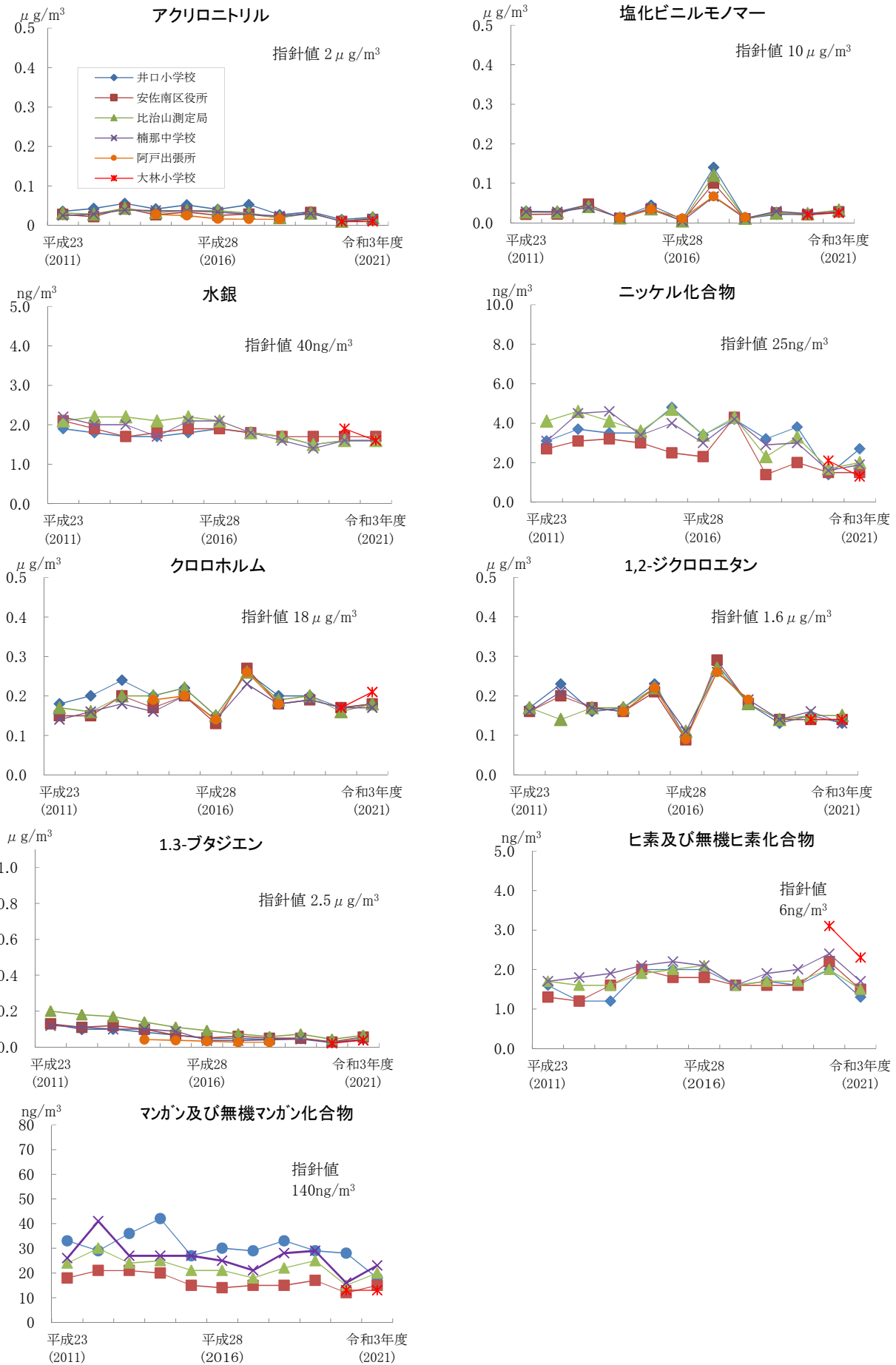


図 2 0 指針値設定物質の年平均値の経年変化



ウ 内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱化学物質については、平成28年6月に環境省によって示された、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016－」に基づき、総合的な化学物質対策の中での各種調査・研究が進められています。

本市では、4-*t*-オクチルフェノール等3物質（内分泌かく乱作用があると疑われていた物質のうち、国が実施した試験によってその作用があることが推察された物質）について、調査を行っています。

令和3年度は、河川8地点と海域4地点で、水質の調査を実施しました。その結果、全ての地点で検出下限値未満となりました。

エ アスベスト対策の推進

(7) 特定粉じん排出等作業の規制及び指導

建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業の工事現場に立ち入り、作業場の隔離、集じん・排気装置の使用等、作業基準の遵守を指導しています。

令和3年度は、特定粉じん排出等作業の届出があった72件の全てに対して立入検査（延べ172回）を行いました。

(4) 民間建築物のアスベスト対策

吹付けアスベストがある民間建築物の対策を促進するため、建築物所有者等が実施する分析調査や除去工事等の経費に対する補助を行っています。

(5) 市有建築物のアスベスト対策

市有建築物の吹付けアスベストについては、平成17年度及び平成18年度に全ての施設を調査し、平成20年度には、国内での使用はないとされていたトレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの3種類のアスベストが国内建築物の吹付け材から検出されたことに伴う再調査を実施しました。さらに、平成26年度には、これまでの調査で把握していた施設以外から新たにアスベストが見つかったことに伴う再調査を実施しました。この4回の調査の結果、119施設で吹付けアスベストの使用が判明しました。これらの施設については、利用する市民の健康被害を未然に防止するため、除去等の対策を順次実施しています。

表49 市有建築物のアスベスト除去状況（令和3年度末現在）

区 分	令和2年度 まで(累計)	令和3年度	除 去 予 定			合 計
			令和4年度	大規模改修時	解体時	
施設数	105	0	0	6	8	119

資料 広島市環境局環境保全課

注 使用中の施設については、点検及び室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認しています。解体時に除去予定の8施設は全て閉鎖しており、使用していません。

(2) 有害化学物質等の発生源対策の推進

平成１２年１月に施行されたダイ特法により、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を発生する施設等は特定施設と規定され、施設ごとの排出基準と設置者による自主測定義務など、排出源における対策が定められています。

令和３年度末現在で、本市におけるダイ特法に基づく特定施設を設置する工場・事業場数は３１件、特定施設は８１施設となっています。特定施設のうち大気関係が４４施設、水質関係が３７施設あり、全体の約９割の７３施設が廃棄物焼却炉の関係施設でした。

令和３年度は、９件の工場・事業場にダイ特法に基づく立入調査を実施し、ダイ特法に基づく排出基準の遵守状況を確認するために、廃棄物焼却炉２施設の排出ガス測定を実施した結果は、排出基準を下回っていました。

(3) P R T R制度による対策の推進

人体に害を及ぼすおそれのある化学物質については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により、環境への排出量等を把握する制度（P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）制度）が定められています。

この制度により、事業者に対し、平成１３年４月からは対象となる化学物質の排出量等を把握することが、また、平成１４年４月からは、それを毎年届け出ることが義務付けられました。

令和３年度における本市への届出件数（令和２年度分）は、２０２件でした。業種別の内訳では、燃料小売業が１２３件と最も多く、以下、輸送用機械器具製造業等（１０件）、金属製品製造業（１０件）、一般機械器具製造業（８件）と続いています。

化学物質の大気など環境中への排出量は７５６ｔ、廃棄物などに含まれた移動量は１３１ｔで、排出量と移動量の合計は８８７ｔでした。業種別の排出量・移動量では、輸送用機械器具製造業等が４１０ｔ（４６％）と最も多く、以下、一般機械器具製造業（２５８ｔ）、金属製品製造業（１０７ｔ）、燃料小売業（２３ｔ）でした。物質別では、キシレンが２９１ｔ（３３％）と最も多く、以下、トルエン（２２２ｔ）、エチルベンゼン（１５３ｔ）でした。排出・移動先別では、大気への排出量が７３４ｔと最も多く、全体の８３％を占めていました。

また、届け出られた情報については、化学物質に対する理解を深めるため、ホームページ等で市民、事業者提供しています。

4 騒音・振動の防止

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激し、不快感を与えることから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は、交通機関、工場・事業場、建設作業等です。

本市においては、道路交通騒音等について環境基準が達成されていない地点が存在し、また、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、深夜営業騒音、家庭の生活音等も問題となってきたことから、騒音・振動の状況を監視するとともに、それぞれのケースに応じて規制、指導等の取組を進める必要があります。

(1) 騒音等の状況の監視

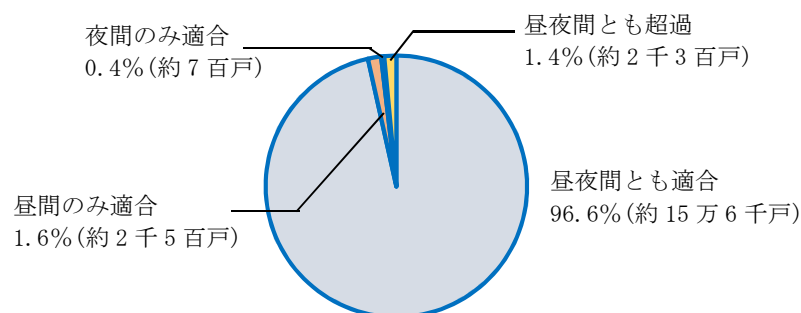
ア 道路交通騒音・振動

道路交通騒音については、平成22年度から、面的評価支援システム（環境省）により、幹線道路周辺の住居における環境基準の達成状況の評価を行っています。

令和3年度は、約16万戸で評価を行い、約97%が昼夜間とも環境基準に適合していました。

道路交通振動については、4地点で測定を行った結果、全ての地点で振動規制法に規定される限度以内でした。

図2-1 道路交通騒音に係る環境基準適合割合



資料 広島市環境局環境保全課

イ 鉄道騒音・振動

令和3年度は、新幹線鉄道の騒音・振動の調査を佐伯区利松二丁目、西区横川新町及び中区西白島町の3か所12地点で行いました。

騒音は、佐伯区利松二丁目において軌道中心から12.5m、25mの距離で、中区西白島町において軌道中心から12.5m、25mの距離で、新幹線鉄道騒音に係る環境基準値（70デシベル）を超えていましたが、振動は、最高値が51デシベルで、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての指針値（70デシベル）を下回っていました。

在来線鉄道については、山陽本線、可部線、芸備線でそれぞれ3年に1度調査を行っています。

【デシベル(dB)とは】

騒音・振動の大きさを表す単位で、身近な事例は次のとおりです。

dB	騒音	振動
100	電車が通るときのガード下	—
80	地下鉄の車内	深い睡眠に影響がある
60	普通の会話	振動を感じ始める
50	静かな事務所	人体に感じない
30	ささやき声	—

令和３年度は、芸備線で騒音２地点、振動２地点の調査を行い、騒音は、在来鉄道の新設に際しての騒音対策の指針値（昼間６０デシベル、夜間５５デシベル）と比較した場合、軌道中心から１２．５ｍの距離で指針値（昼間６０デシベル、夜間５５デシベル）を上回っていました。また、振動は、最高値が６０デシベルでした。

ウ 航空機騒音

航空機騒音については、広島県広島ヘリポート周辺で測定を実施しており、令和３年度は、５地点において秋冬各３日間の調査を実施した結果、３５．０～４９．３デシベルでした。

表５０ 騒音等の測定状況 (令和３年度)

項 目	調 査 対 象	測 定 地 点 数	
		騒 音	振 動
自動車騒音	幹線交通を担う道路 ^{注１}	29	4
鉄道騒音	新幹線	12	6
	在来線 ^{注２} （芸備線）	2	2
航空機騒音	広島ヘリポート	5	0

資料 広島市環境局環境保全課

注１ 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては４車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第７条第１号に定める自動車専用道路をいいます。

注２ 在来線は、山陽本線、可部線、芸備線でそれぞれ３年に１度調査をしています。

(2) 騒音等発生源対策の推進

ア 道路交通騒音・振動対策の推進

道路交通騒音・振動対策は、自動車本体の低騒音化、交通規制、道路構造改良、公共交通機関の利用促進、流通対策等、総合的な交通対策により推進していく必要があります。

本市では、道路整備や交差点改良等を進めるに当たり、必要に応じて沿道環境対策を実施しています。

また、関係機関にも道路騒音等の低減について働き掛けを行っています。

イ 鉄道騒音・振動対策の推進

鉄道による騒音・振動については、鉄道事業者が防音壁の設置や家屋の防音・防振工事を実施しています。

本市では、騒音・振動を測定し、必要に応じ、鉄道事業者に対して防音・防振工事等の対策を要望しています。

ウ 航空機騒音対策の推進

広島ヘリポート周辺の一部の地域の住宅に航空機騒音防止工事を実施しており、航空機騒音の実態を把握するための調査を行っています。

エ 工場・事業場対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場等に立ち入り、

騒音・振動発生源に対する防音・防振措置や作業方法の改善等について指導を行っています。

また、特定工場・事業場以外の事業場についても、公害苦情があったものについて立入検査を行っています。

なお、公害苦情が発生した事業場に対しては、法律や県条例による規制を受けない事業場（その他の事業場）を含め、生活環境を保全するため改善に向けた指導を行っています。

さらに、操業環境の確保、住環境の保全などを考慮し、用途地域の指定などにより、工場などの適切な立地を誘導しています。

表 5 1 立入検査等の状況

(令和 3 年度)

区 分	騒 音			振 動	
	騒音規制法	県生活環境保全条例	その他の事業場	振動規制法	その他の事業場
特定事業場数	1,903	1,869		880	
延べ立入件数(件)	30	18	51	9	1

資料 広島市環境局環境保全課

オ 建設作業対策の推進

公害苦情のあったものを中心に建設現場への立入検査を実施し、防音・防振方法、作業方法、作業時間の変更等の指導を行っています。

令和 3 年度の特定建設作業現場への立入検査延べ件数は、騒音関係が 4 7 件、振動関係が 1 8 件でした。

また、特定建設作業以外の建設作業現場への立入検査は、延べ 5 2 件でした。

なお、工事関係者に対し、工事に伴う騒音・振動に関する規制・対策についての講習を必要に応じて実施しています。

カ その他の騒音対策

カラオケなどの音響機器に代表される深夜営業騒音や移動販売・営業宣伝に使われる拡声放送音などについては、県生活環境保全条例に基づき規制するとともに、啓発用の資料を配布して、音響機器の取扱いについて注意を呼び掛けるなど、指導に努めています。

法律や県条例による規制を受けないボイラー等からの騒音についても、発生者の協力を得ながら改善に努めています。

5 ゼロエミッションシティ広島への推進

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、収集運搬、資源化、焼却、埋立等を行うことは、快適な生活環境の実現に欠かせません。一方、この処理過程においては、燃料等の大量消費、二酸化炭素の排出等により、環境への負荷がかかります。

本市では、一般廃棄物（ごみ）を可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とする広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって同計画に掲げる施策を推進しています。

その結果、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、政令指定都市の中で低い水準を維持しています（資料令和元年度 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」結果）が、近年はおおむね横ばいとなっています。

また、本市では、産業廃棄物について、広島市産業廃棄物処理指導計画を策定し、同計画に基づき、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに係る指導等を行ってきましたが、依然として、不適正処理の事案が存在し、減量・リサイクルも十分とはいえない状況にあります。

さらに、廃棄物については、適正処理等の視点のみならず、地球温暖化対策、省エネルギー対策等の視点や、人口減少、高齢化等の社会状況の変化への対応の視点も求められるようになっていきます。

このため、今後、廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に向けた施策を更に推進し、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

ア 環境意識の向上

ごみの減量化を推進するため、公民館等での生ごみリサイクル講習会やエコクッキング教室、ごみの減量・リサイクルに関するイベントを開催するとともに、20政令都市と東京23区で構成する「大都市清掃事業協議会」において3Rを啓発するポスター等を作成して啓発するキャンペーンを実施しています。

イ 環境教育・環境学習の推進

ごみの焼却施設や資源ごみ分別施設の施設見学、出前環境講座等により、ごみ問題についての普及啓発や環境学習の機会の充実を図っています。

ウ 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会の取組

平成14年に、市民・事業者・行政の三者協働による、「広島市買い物袋持参デー実行委員会」を発足し、買い物袋等持参促進及びレジ袋の削減の取組を開始しました。その後、平成21年度に、「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」と改称し、毎月1日を「ごみ減らそうデー」としてスーパーマーケットでの店頭キャンペーンを行うほか、食品トレイ等の店頭回収の品目追加や実施店舗の拡大、ばら売り・量り売りの働きかけなどを実施し、ごみの減量・資源化に取り組んでいます。

また、平成29年2月からは、食品ロス削減の取組を推進するため、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」として、「食べ残しゼロ推進協力店」及び「食品ロス削減協力店」の登録・PRのほか、令和3年10月から、買物の際に商品棚の手前にある商品

や販売期限の近い商品、値引き商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を推奨する運動を実施しています。

エ 地域におけるごみ減量等のための活動の推進

地域におけるごみ減量の取組などを推進するため、平成１７年１０月に「広島市地域環境指導員設置要綱」を制定し、特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会の推進委員等約３，５００人（令和２年度）に、地域環境指導員を委嘱しています。

地域環境指導員は、地域でごみ減量等の分別指導、意識啓発、研修会等の活動を行っています。

平成２７年７月から、“ごみ”ニティ活動支援事業を実施し、ごみ置き場のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理の促進、さらに、道路占用許可の基準を満たさないごみボックスの撤去や移設等の設置場所の改善支援など、地域における家庭ごみの排出に関する課題について、地域コミュニティ主体での取組を進めています。

オ 市民、事業者への情報提供

市民や環境ＮＰＯ、市民ボランティア、事業者が自主的にごみに関する情報を入手し、活動に生かせるよう、ごみの排出量やリサイクル量、ごみ減らそうデーの協力事業者、市民団体の取組等を本市のホームページ等に掲載しています。

また、市広報紙・広報番組等に加え、ごみ減量啓発ＤＶＤの市民への貸出及びＹｏｕＴｕｂｅへの公開により、ごみの減量・リサイクルに関する情報を発信しています。

カ ごみ処理体制の整備

ごみの減量化・資源化を図るとともに、将来のごみ排出量に対応できる安定した処理体制を維持するため、焼却施設や埋立地の整備を行っています。

表５２ 家庭ごみの処分方法（８種類分別）

区 分	処 分 方 法
可燃ごみ	各焼却施設で焼却
その他プラ	中工場で焼却
不燃ごみ	玖谷埋立地で埋立
資源ごみ(びん、缶、紙、布類等)	資源ごみ選別施設で選別し、再生事業者に売払(ガラスびん〔無色、茶色を除く。〕については、容器包装リサイクル法に基づき再生)
ペットボトル	廃プラスチック圧縮梱包施設(民間事業者)で選別し、容器包装リサイクル法に基づき再生
リサイクルプラ	
大型ごみ	大型ごみ破碎処理施設で破碎し、再生、焼却、埋立の各処理を実施
有害ごみ(蛍光管、乾電池等)	水銀の回収と併せて再利用を行う処理ができる民間業者に委託

資料 広島市環境局業務部業務第一課

表 5 3 本市のごみ処理施設の概要

区 分	名 称	所 在 地	稼働開始年月	施 設 規 模
清 掃 工 場 (焼 却 施 設)	中工場	中区南吉島一丁目	平成16年 4月	600t/24h
	南工場	南区東雲三丁目	昭和63年 6月	300t/24h
	安佐南工場	安佐南区伴北四丁目	平成25年 4月	400t/24h
	安佐北工場	安佐北区可部町大字中島	(平成31年4月から稼働停止中)	
ごみ埋立地 (最終処分場)	玖谷埋立地	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成 2年 4月	約410万m ³ 注1
資 源 ご み 選 別 施 設	西部リサイクルプラザ	西区商工センター七丁目	平成 9年 1月	96t/7.5h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成25年 4月	70t/7h
廃プラスチック 圧縮梱包施設	ダイヤエコテック広島 廃プラスチック圧縮梱 包施設注2	中区江波沖町	平成16年 4月	82.1/12.8h
ペットボトル 選 別 施 設	ペットボトル選別施設	西区商工センター七丁目	平成10年 4月	2.3t/7h
大型ごみ破砕 処 理 施 設	安佐南工場大型ごみ破 砕処理施設	安佐南区伴北四丁目	平成 4年 4月	116t/日 (せん断式 56t/7h 回転式 60t/5h (ただし、処理量 は原則100t/日以 下とする。))

資料 広島市環境局施設部施設課、同業務部業務第一課

注1 ごみ埋立地(最終処分場)の施設規模は、埋立容量です(玖谷埋立地の施設規模は、約410万m³ですが、埋め立て時には覆土が必要となるため、廃棄物容量は約350万m³になります。)。

注2 廃プラスチック圧縮梱包施設は、民間の施設です。

キ 家庭ごみのリサイクルの推進

(7) 紙ごみのリサイクルの推進

ごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」などで、リサイクルできる紙ごみの大きさや種類を市民に周知することにより、可燃ごみに混入しているリサイクル可能な紙ごみの削減を図っています。

(イ) 生ごみの減量

ダンボールコンポストなどによる生ごみの堆肥化には、技術的な知識が必要なため、講習会を実施して生ごみのリサイクルを推進しています。

(ウ) 小型家電リサイクルの促進

携帯電話等の使用済小型家電について、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づくリサイクルを促進するため、民間事業者の回収の取組に対する支援などを行っています。

ク 事業ごみのリサイクルの推進

(7) 紙ごみの資源化

a 事業系紙ごみの資源化

平成16年4月から、再生可能な紙ごみ(個人情報記載された紙を含む。)の焼却施設への搬入規制を行い、民間ルートによる事業系紙ごみの資源化を推進するほか、本市の資源ごみ選別施設でも自己搬入の受入れを行っています。

表 5 4 事業系一般廃棄物減量化計画書における紙ごみの資源化率

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙ごみの資源化率(%)	71.2	67.7	67.8	68.4	69.6

資料 広島市環境局業務部業務第一課

b ミニオフィス町内会の設立支援

近隣オフィスの紙ごみを効率的に回収し、資源としてリサイクルする民間システム「ミニオフィス町内会」の紹介を事業所に行っています。

令和3年度末現在で、4地区のミニオフィス町内会が紙ごみの回収を行っています。

表 5 5 ミニオフィス町内会方式による紙ごみの回収量

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙ごみの回収量(t)	82	98	91	75	64

資料 広島市環境局環境政策課

c 秘密文書のリサイクル

オフィスの紙ごみのうち、かなりの量を占めている上質コンピュータ用紙は、古紙の中でも特に資源価値が高いものの、秘密文書が多いという特徴があります。

本市では、他見を避けながら秘密文書をトイレットペーパーに再生する「秘密文書リサイクルシステム」を構築し、平成8年度からは民間事業者等にもこのシステムへの参加を働きかけています。

トイレットペーパー
「HIROSHIMA紙」

表 5 6 秘密文書回収量及び再生品納入量

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
秘密文書回収量(t)	1,117	1,092	1,238	1,232	1,185
再生品納入量(万個)	75	73	75	64	66
参加民間事業者数	802	815	967	988	1,016

資料 広島市環境局環境政策課

(イ) 大規模事業所への訪問指導等

平成5年度から、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物、特に紙ごみについての発生抑制及びその適正な分別・保管・再生などの処理について、個別に助言・指導を行っています。

また、事業者の減量・リサイクルの取組を支援するため、リサイクルガイドライン及び事例集を作成・配布しています。

[対象事業者] (令和3年度)

区 分	施 設 数(棟)
延べ床面積が2,500㎡以上の建築物の所有者等(用途指定有)	596
店舗面積が500㎡を超える小売店舗の所有者等	196
1棟内に従業員数200人以上の事業所が存する建築物の所有者等	47
合 計	839

ケ 熱回収（サーマルリサイクル）の推進

焼却施設でのごみ焼却余熱を、発電、給湯、冷暖房及び近隣施設への温水供給に利用しています。発電した電気は、工場内で使用し、余った電気は電気事業者に売却しています。

表 5 7 焼却施設でのサーマルリサイクルの状況

区 分	内 容		
	発電(kW)	給湯・冷暖房	温水供給
中 工 場	15,200	場内、中環境事業所	—
南 工 場	1,400	場内、南環境事業所	温水プール
安佐南工場	10,760	場内	—
安佐北工場	(平成31年4月～ 稼働停止中)		—

資料 広島市環境局施設部施設課

コ 放置自転車などのリユースの促進

西部リサイクルプラザにおいて、放置自転車を補修再生したものや、市民から無償で提供された「捨てるにはもったいない服」などを販売し、不用品の活用を図っています。

(2) ごみの適正処理の推進

ア 搬入規制物の排除

→ 第3章第3節5(1)ク(ア) a (89ページ)

イ 安定した処理能力の確保

(ア) 焼却施設

設備の適切な維持管理・補修を行うとともに、老朽化が進行した基幹設備の更新による長寿命化を計画的に進めています。また、老朽化した南工場の建替えを計画的に進めます。

(イ) 最終処分場

現在稼働中の玖谷埋立地の運営に万全を期すとともに、次期最終処分場として、恵下埋立地（仮称）の整備を進めています。

ウ 環境に配慮した処理施設の整備

焼却施設の建替えなど、ごみ処理施設の整備に当たっては、地域住民との対話を十分図るとともに、環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を行っています。

(3) 産業廃棄物対策の推進

ア 産業廃棄物処理施設の適正管理等

(ア) 民間処理施設

施設の安全性を確保するため、事業者と事前協議を実施し、新規設置又は変更に係る施設について、構造基準の適合を厳正に審査しています。また、施設への定期的な立入検査等の実施により、事業者による維持管理が適正に行われるよう指導等を行っています。

(イ) 公共関与処分場

出島処分場の運営について、事業者である広島県に対し、事業計画どおりに周辺の生活環境の調査を実施すること等により周辺住民等の理解を得て円滑に事業を進めるよう、指導等を行っています。

イ 産業廃棄物排出事業者等への指導・監督

(7) 排出事業者への指導

排出事業者については、産業廃棄物適正処理講習会の開催や排出事業者への立入指導、社内研修会への講師派遣などを通じ、関係法令の周知徹底や社内の廃棄物管理体制の整備、産業廃棄物管理票制度の適正な運用などを指導し、排出事業者責任の遵守・徹底を図っています。

また、不適正な保管事案等の多い建設廃棄物に関しては、平成28年度から体制を強化し、解体工事現場等に立ち入り、適正処理について指導しています。

(イ) 多量排出事業者への指導

多量排出事業者（年間500t以上の産業廃棄物及び年間50t以上の特別管理産業廃棄物を排出する者）に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルについての努力目標を設定した処理計画書及び実施状況報告書の提出を求め、より一層の減量化を図るよう指導するとともに、必要に応じて、排出現場への立入指導を行っています。

(ウ) 処理業者・処理施設設置者への指導等

処理業者については、定期的に立入検査を行い、処理基準の遵守等について指導しています。

また、処理施設設置者については、定期的な立入検査や法定の定期検査を行うことにより、処理施設の構造基準の適合状況を確認し、施設の安全性の確保を図っています。あわせて、事業の透明性の確保を目的とした維持管理情報の公表について、インターネット等により公表するよう指導しています。

さらに、最終処分場については、年1回の水質等の検査を、焼却施設については、おおむね3年に1回を目安として排ガス中のダイオキシン類等の濃度測定を実施し、不適正な場合には、改善命令や施設の使用停止を行うなど、適正な施設管理の維持と生活環境の保全の確保に努めています。

(エ) 処理業者の優良化の推進

優良産業廃棄物処理業者認定制度を活用し、処理業者の優良化を図り、産業廃棄物処理のより一層の適正化を推進しています。

(オ) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）（平成13年制定）の改正により、PCB廃棄物の処分期間が定められ、PCB廃棄物を保管している事業者は、高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物の区分に応じた処分期間内の処分が義務付けられています。（※本市

における高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間は、令和３年３月３１日をもって終了しました。）

ＰＣＢ保管事業者については、ＰＣＢ特別措置法に基づき、保管状況等の届出や処分期間内の処理を指導するとともに、必要に応じて立入検査を実施しています。

(カ) 廃石綿等の適正処理の推進

「廃石綿等適正処理指導に関する方針」に基づき、工事現場から排出されるアスベストの処理に関して、処理計画書及び実施報告書の提出を求めるなど、適正処理について指導しています。

(キ) 建設副産物のリサイクルの推進

「広島市建設工事リサイクル推進要綱」に基づき、本市が発注する建設工事について、資源利用促進計画・再生資源利用計画の提出を求めるなど、建設副産物の発生抑制及び再生利用の促進を図っています。

また、広島市内で行われる国、広島県、広島高速道路公社及び本市が発注する工事について、「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づき、建設汚泥の自ら利用計画書の提出を求めるなど、建設汚泥の再生利用の促進を図っています。

(ク) 自動車リサイクル法に基づく指導

自動車リサイクル法に基づき、引取業・フロン類回収業の登録、解体業・破砕業の許可審査、立入検査を実施し、適正処理などについて指導しています。

→ 第３章第４節２(１)イ（１０４ページ）

6 プラスチックごみ対策の推進

プラスチックは、軽量で利便性が高いこと、また安価で加工しやすく、大量生産も容易なため、さまざまな製品などに幅広く利用され、私たちが生活していく上で必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、近年、国際社会において、海洋などの自然界に流出するプラスチックごみが海洋汚染を引き起こすなど、生態系を含めた海洋環境への悪影響が懸念されています。また、アジア各国による廃棄物の禁輸措置などにより、国内でのプラスチックの資源循環体制の構築が求められています。

こうした中、わが国においては、令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミットにおいて「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に合意するとともに、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、プラスチックの代替素材（海洋生分解性プラスチック、バイオマスプラスチックなど）の開発などに向けた取組が行われているところです。

今後、将来世代にわたって豊かな自然環境を継承していくためにも、市民一人一人がプラスチック問題を身近なこととして捉え、プラスチックと賢く付き合うライフスタイルやプラスチックの減量を意識した具体的な行動を進める必要があります。

本市としても、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や分別の徹底、不法投棄・ばい捨て防止などのプラスチックごみ対策を更に推進していく必要があります。

(1) プラスチックごみの発生抑制

本市では、平成14年（2002年）から、市民、小売業などの事業者、行政の3者が一体となって買い物袋持参運動によるレジ袋の削減などに取り組んでいます。

また、令和2年（2020年）7月から、小売業などでのレジ袋有料化義務化が始まりプラスチックごみの発生抑制に向けた取組が加速しています。

今後も、市民・事業者の理解と協力のもと、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に向けた取組を推進します。

(2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進

プラスチック製品を使用する際には、可能な限り長く使用することを推奨し、やむなく廃棄する場合においても、市民・事業者の理解と協力のもと、分別の徹底、適正な排出など、リサイクル率向上への取組を推進します。

(3) 海洋プラスチックごみ対策

本市は、太田川を中心に大小さまざまな河川から形成されたデルタ上に位置し、豊かな水資源に恵まれていることから、意図的・非意図的に関わらず、ごみが河川等の水域を經由して海域に流出する場合があります。これを防止していく必要があります。そのため、3Rの推進、適正な処理はもとより、市民や事業者、関係機関等との連携による清掃活動の実施や、不法投棄・ばい捨て防止対策等により、プラスチックごみの海洋流出防止を図ります。

ア GSHIP（GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム）での取組

令和3年7月、本市は、広島県や県内の市町、容器・飲料メーカー、流通・販売等の事業者等が連携して、海洋プラスチックごみの新たな流出をゼロにすることを目的とした組織（GSHIP）に参画し、①プラスチックの使用量削減、②プラスチックごみの流出防止、③プラスチックごみの清掃・回収、④情報の収集、発信、共有という4つのキーアクションの下、他の参画団体と連携し、様々な取組を行っています。

表58 容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率

区 分	令和3年度
容器包装プラスチック・ ペットボトルの資源化率 (%)	79%

資料 広島市環境局業務部業務第一課

1 地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進

地球規模の気候変動により、世界の平均気温は上昇し続け、気候変動の影響が疑われる自然災害等が頻発しており、地球温暖化の問題は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題となっています。このため、国においては、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」に掲げられた目標の実現に向け、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。

こうした中、本市においては、広島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進しており、近年、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。しかし、本市に甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨災害と地球温暖化との関連が指摘されるなど、市域内においても気候変動の影響が顕在化しつつあり、こうした影響に適切に対応するとともに、脱炭素社会の構築に向け、現在の社会経済活動の在り方を見直し、温室効果ガスを大幅に削減することが求められています。

このため、本市は、自然的・経済的・社会的諸条件を踏まえながら、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入の促進等の地球温暖化防止への取組（緩和策）を進め、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図り、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すとともに、気候変動の影響への認識・理解の向上やリスクに対する対応力の向上など、気候変動による影響への適応（適応策）を推進し、さらには、国内外の都市と連携・協力することにより、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

(1) 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

ア 省エネルギー対策の推進

(7) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の運用

本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにし、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進していくため、平成21年3月、事業活動環境配慮制度、自動車環境管理制度、建築物環境配慮制度、緑化推進制度及びエネルギー環境配慮制度の五つの制度を盛り込んだ「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、平成22年4月から施行しています。

a 事業活動環境配慮制度

一定規模以上の事業者を対象に、温室効果ガスの削減目標や排出抑制対策を内容とする事業活動環境計画書及び事業活動環境報告書の作成・提出・公表を義務付け、市においてその概要を公表するとともに、取組内容を評価しています。

令和3年度においては、94事業者が事業活動環境計画に取り組みました。令和2年度末までに3年間の計画期間が終了した2事業者から提出された報告書では、温室効果ガス排出量に関する目標を達成した事業者は2事業者（100%）でした。

また、令和2年度においては、94事業者が事業活動環境計画に取り組みました。

b 自動車環境管理制度

広島市内の事業所において、50台以上の自動車を使用する事業者を対象に、低公害車等の導入目標や排出抑制対策を内容とする自動車環境計画書及び自動車環境報告書の作成・提出・公表を義務付け、本市においてその概要を公表しています。

令和3年度においては、63事業者が計画に取り組みました。令和2年度末までに3年間の計画期間が終了した事業者から提出された報告書（報告事業者数：16事業者）では、低公害車等の導入率は71.1%でした。

c 建築物環境配慮制度

建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の新築、増築又は改築をしようとする建築主に対して、環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した建築物環境計画書の提出及び工事完了の届出を義務付け、市でその概要を公表しています。

建築物の環境性能の評価は、評価ソフト「CASBEE広島^注」を用いて行っています。

令和3年度は、51件の建築物環境計画書の提出があり、環境性能の評価結果が大変良い（Aランク）以上の建築物の件数は、10件（20%）でした。

注 「CASBEE広島」は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が国土交通省支援の下で開発した評価ツール「建築環境総合性能評価システムCASBEEー建築（新築）」をベースに、本市の地域特性等を加味して作成したものです。

d 緑化推進制度

市街化区域等において敷地面積が1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主に対して、敷地面積の一定割合（5～20%）以上の緑化を義務付けています。

令和3年度は、89件の緑化計画書の提出がありました。

e エネルギー環境配慮制度

本市の区域内に電気を供給する小売電気事業者を対象に、再生可能エネルギーの導入割合などの目標などを内容としたエネルギー環境計画書及びエネルギー環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、本市においてその概要を公表しています。

令和3年度は、94事業者からエネルギー環境計画書の提出があり、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画に基づき行われています。

f 公共施設の整備

建物の熱負荷抑制や再生可能エネルギーの利用、設備システムの高効率化を図るため、平成21年3月に市有建築物について省エネ仕様を定め環境に配慮した施設整備に努めています。

平成26年11月からは、リース方式により一部の市有建築物にLED照明を導入し、省エネ化を推進しています。

イ 再生可能エネルギーの導入等の促進

(ア) 太陽熱エネルギーの導入

太陽熱を給湯や冷暖房、プールの加温に利用するソーラーシステムを、令和２年度末現在、市役所本庁舎や老人福祉センター、区スポーツセンターなどの１３施設に導入しています。

(イ) 太陽光発電の利用

マツダスタジアムや小中学校、幼稚園など、令和３年度末現在で２５施設に太陽光発電システムを導入しています。

(ロ) 市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施

太陽光発電事業の普及を促進するため、民間事業者に対する市有施設の屋根の貸付けを平成２５年度から実施しており、令和３年度末現在で吉島体育館など９施設に設置され、発電事業が行われています。

(エ) 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

→ 第３章第１節２(１)ク（２６ページ）

(オ) 中山間地域自伐林業支援事業

→ 第３章第１節２(１)サ（２６ページ）

(カ) 水資源再生センターにおける消化ガス及び下水汚泥の利用

西部水資源再生センターの下水処理過程で発生する消化ガスは、下水汚泥燃料化施設の熱源及び汚泥消化槽の加温に活用し、余剰分は発電事業者売却しています。

また、同センターで発生する下水汚泥は、固形燃料化を行い火力発電所用の燃料として売却しています。

(キ) エネルギー環境配慮制度の運用

→ 第３章第４節１(１)ア(ア) e（９７ページ）

(ク) 指定都市自然エネルギー協議会への参加

自然エネルギーの普及・拡大を目的として設立された指定都市自然エネルギー協議会に参加することで、本市の施策立案・実施に必要な情報を収集しています。

ウ 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換

脱炭素社会の構築に向けた普及啓発、事業者等が行う脱炭素に資する取組への支援等によって、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促すとともに、分散型電源の普及拡大やスマートコミュニティの推進に取り組むなど、脱炭素に向けたまちづくりを推進し、環境と経済が両立する、持続可能な社会経済システムへの転換を図ります。

(7) スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

環境イベントの開催を通じ、市民、事業者に対して、スマートコミュニティ導入の意義や必要性、また、省エネルギー性能の高い住宅等の整備の必要性について周知・啓発を行っています。

(イ) 低炭素集合住宅建築補助

地球温暖化防止の観点から、事業者の建築物の低炭素化に向けた取組意欲を喚起し、省エネルギー基準を超える省エネルギー性能を持ち、低炭素化の図られた集合住宅の建築・販売を促進するため、その住戸部分の全てについて、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の規定に基づき、市長から「低炭素建築物新築等計画の認定」を受けた集合住宅を建築する事業を行う建築主に対し、補助を行っています。

(ウ) 公共交通を中心とした交通体系の整備

→ 第3章第2節3(1)（60ページ）

(エ) 公共交通等を軸としたコンパクトなまちづくりの推進

→ 第3章第2節4(2)ア（65ページ）

(オ) 集約型都市構造の実現に向けた都市計画道路の整備方針の検討

→ 第3章第2節4(2)イ（65ページ）

(カ) 環境管理手法の導入

→ 第3章第5節3(4)ア（115ページ）

(キ) 環境関連産業の育成・振興

→ 第3章第5節3(4)イ(7)（115ページ）

(ク) 特別融資（環境保全資金）

→ 第3章第5節3(4)イ(イ)（115ページ）

(ケ) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）

→ 第3章第5節3(4)イ(ウ)（115ページ）

(コ) 新成長ビジネス事業化支援事業

→ 第3章第5節3(4)イ(エ)（116ページ）

エ 二酸化炭素の吸収源等対策の推進

(7) 森林の保全

→ 第3章第1節2(1)（25ページ）

(イ) 緑のまちづくりの推進

→ 第3章第2節1(2) (48ページ)

オ 代替フロン対策等の推進

→ 第3章第4節2(1) (104ページ)

(2) 気候変動による影響への適応（適応策）の推進

ア 気候変動とその影響への認識・理解の向上

気候変動及びその影響について、市民、事業者等に対し、普及啓発や広報活動を通じた理解を促進するとともに、適応の意義や具体的にとるべき行動をわかりやすく伝える人材の育成等に努めます。

(ア) 「環境の日」ひろしま大会への参加

「環境の日」ひろしま大会において、地球温暖化防止に関する取組紹介等を実施しています。

(イ) 「脱・温暖化！ひろしま2022」の開催

ひろしま脱炭素まちづくり市民会議と協働して、地球温暖化の現状や対策についての講演や広島県の気象災害の事例紹介等を実施しました。

実施日時：令和4年1月21日 午後1時～3時

実施方法：オンライン形式

イ 気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進

(ア) スマートコミュニティの推進（イベントの開催等）

→ 第3章第4節1(1)ウ(ア) (99ページ)

(イ) 低炭素集合住宅建築補助

→ 第3章第4節1(1)ウ(イ) (99ページ)

(ウ) 打ち水大作戦の支援

町内会や商店街など地域単位で実施される「打ち水」を支援するため、「バケツやひしゃくの貸出制度」を設けています。

※ 打ち水大作戦

お風呂の残り湯や下水処理水などを「ひしゃく」や「じょうろ」を使い、みんなで一斉に「打ち水」をすることにより、ヒートアイランドや暑い夏の都市の気温を少しでも下げようという試みです。NPO法人等で構成される「打ち水大作戦本部」が実施を呼びかけているもので、2003年にスタートしました。

表 5 9 救急搬送熱中症患者数 (単位:人)

区 分	令和3年度
救急搬送熱中症患者数	361

資料 広島市消防局警防部救急課

ウ 広島市地球温暖化対策地域協議会を通じた取組の推進

広島市地球温暖化対策地域協議会は、市民、事業者、環境NPOと行政が協力して設立した団体で、五つのワーキンググループ（「家庭・消費者」、「教育・学習」、「イベント」、「e c o ちゃり」、「広報」）に分かれ、具体的な活動に向けた検討や事業を行っています。

(7) 草の根省エネ等出前講座の実施

家庭でできる省エネや地球温暖化について、市民に分かりやすく伝えることを目的に、出前講座を実施しました。

(イ) 環境イベントの開催等

地球温暖化に関する情報提供及び意識啓発を目的に、ひろしま温暖化ストップ！フェアを開催するとともに、「環境の日」ひろしま大会、エコロジーマーケット 環ッハッハ i n よしじま等のイベントに参加しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、エコロジーマーケット 環ッハッハ i n よしじまへは不参加となり中止しました。

(ウ) 自動車から自転車への転換事業

自動車から排出される温室効果ガスの削減につながるよう、環境改善提案や市民への啓発活動で活用する資料を作成するなど、自動車から自転車への転換を促すことを目的とした啓発活動を行っています。

(3) 地球温暖化対策等に関する都市連携の推進

ア 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会（ICLEI：イクレイ）への加盟

持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会（ICLEI：イクレイ）は、国連が平成2年9月に開催した「持続可能な未来のための世界会議」において、参加した国や自治体、国際機関などの提唱により設立された、地球環境の保全を目指す地方自治体が国際的な環境協力を行うための機関です（平成16年に「国際環境自治体協議会」から名称変更）。

世界各国の自治体の環境保全活動の情報提供を行う、情報センターとしての機能を担うとともに、自治体の声を国際機関等に伝えるため、国連環境計画（^{ユネッブ}UNEP）等と連携して、国境を越えた自治体間の共同研究やキャンペーンを実施しています。

イクレイには、令和4年3月現在、2,500以上の自治体（団体）が加盟しており、日本国内では、22自治体が参加しています。本市は、平成7年6月に加盟し、平成28年11月に市長が理事に就任しました。

イ 首長誓約 (Compact of Mayors)

首長誓約は、平成26年9月に、ニューヨーク市で開催された国連気候サミットにおいて、イクレイや「世界大都市気候先導グループ」等世界の各都市で構成されている、複数の国際的な団体により合意された枠組みであり、世界の各都市がそれぞれの気候変動に対する行動の加速と、定期的な進捗の公表を約束することによって、世界的な気候変動の取組を効果的に進めようとするものです。

この首長誓約に、本市は、平成27年11月から参加しています。

なお、この首長誓約は、平成29年1月に「EU市長誓約」と統合し、名称を「Compact of Mayors」から「Global Covenant of Mayors for Climate and Energy」と改め、気候変動に関する世界最大の都市連盟となっています。令和4年3月末現在、日本国内では、34都市が参加しています。

ウ 地球環境監視システム/陸水監視部門 (GEMS/Water)

GEMS/Waterは、淡水域の水質監視を地球規模で行うプロジェクトです。UNEP（国連環境計画）やWHO（世界保健機関）などの国際機関が中心となって、昭和52年にモニタリングが開始されました。

令和4年2月現在、我が国では、水道事業体や地方公共団体の環境部門など、14機関が担当する22か所の地点で観測が行われています。

本市もこのプロジェクトに参加し、太田川から水道用の原水を取り入れている戸坂取水口の水質データを提供しています。

エ 重慶市との環境保全交流

本市は、昭和61年10月に重慶市（中華人民共和国）と友好都市提携を行って以来、文化や経済、医療等の分野で友好交流を図っています。

環境保全分野の交流については、平成元年に重慶市から本市に対して環境保全及び酸性雨の専門家の派遣要請があったことから、平成2年5月に環境保全視察団を派遣したことに始まり、以来、本市職員の重慶市への派遣・環境保全技術指導や重慶市職員の受入れ・環境保全研修等の交流を行っています。

また、重慶市の大気環境に関わる重要な課題である酸性雨の問題に共同で取り組んでいくため、平成5年度に広島県、広島市、四川省及び重慶市の4者で、重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置し、酸性雨に関する共同調査・研究を行い、平成10年度にはその成果を「共同調査報告書」に取りまとめました。

表60 重慶市との環境保全交流の年譜

年 度	内 容
昭和61	・重慶市と友好都市提携
平成2	・重慶市と環境保全交流を開始 ・環境保全視察団(局長ほか2名)を派遣
3	・重慶市環境保全視察団(局長ほか4名)の来広
4	・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名、2か月)
5	・広島県、四川省、重慶市と共同で、重慶市に「酸性雨研究交流センター」を設置
6	・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名、2か月) ・本市職員の派遣・環境保全技術指導(2名、2週間)
7	・重慶市環境保全視察団(局長ほか4名)の来広 ・本市職員派遣・環境保全技術指導(2名、2週間)

8	・本市職員派遣・環境保全技術指導(2名、2週間) ・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名、1か月)
9	・本市職員派遣・環境保全技術指導(2名、2週間) ・重慶市の酸性雨に関する調査研究の報告書を作成
10	・本市と重慶市による、重慶市の酸性雨に関する「共同調査報告書」作成 ・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名、1か月)
12～30 令和元・2及び3	・重慶市職員受入れ・環境保全研修(2名又は1名、2週間から1か月程度)、隔年実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

資料 広島市環境局環境政策課

オ アジア地域からの研修員の受入れ

被爆50周年を契機として平成7年に創設された「ひろしま国際協力基金」の運用益を活用し、アジア等の諸地域の都市問題解決に資するため、これらの地域からの研修員を約2か月間受け入れており、環境保全についても専門的な研修を行っています。

表6-1 アジア地域からの研修員の受入実績

年 度	国 名	受 入 実 績
平成 8年度	ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市 1名
9年度	フィリピン共和国マニラ首都圏 スリランカ民主社会主義共和国	バレンズエラ市 1名 コロombo市 1名
10年度	バングラデシュ人民共和国 ベトナム社会主義共和国	シルヘット市 1名 ハノイ市 1名
11年度	インド パキスタン・イスラム共和国	ムンバイ市 1名 ファイサラバード市 1名
12年度	インド パキスタン・イスラム共和国	トリヴァンドラム市 1名 クエッタ市 1名
13年度	マレーシア	ミリ市 1名
14年度	カンボジア王国	ブノンペン特別市 1名
15年度	ブータン王国	ティンプー市 1名
16年度	インドネシア共和国	バンドン市 1名
17年度	スリランカ民主社会主義共和国	デヒワラ・マウント・ラヴィニア市 1名
18年度	ベトナム社会主義共和国	トゥアティエン・フエ省 1名
19年度	タイ王国	パトン市 1名
20年度	ブータン王国	ティンプー市 1名
21年度	フィリピン共和国	ラ・トリニダード市 1名
22年度	タイ王国	サムナクトン市 1名
23年度	タイ王国	パンプラー市 1名
24年度	マレーシア	北クチン特別市 1名
25年度	マレーシア	マラッカ市 1名
26年度	ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市 1名
27年度	カンボジア王国	バプノム郡 1名
28年度	タイ王国	サトゥーン県 1名
29年度	ラオス人民民主共和国	チャンパーサック県 1名
30年度	ラオス人民民主共和国	ピエンチャン市 1名
令和元年度	タイ王国	ドーンフワロー町 1名
2・3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	

資料 広島市市民局国際平和推進部国際化推進課

2 オゾン層の保護

地球を取り巻く大気のうち、成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの光に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を保護しています。

このオゾン層が、冷媒等として使用されてきたフロン類等のオゾン層破壊物質によって破壊されることにより、有害な紫外線による健康被害、生態系への悪影響等が生ずることが懸念されています。

このため、過去に生産された冷蔵庫、エアコン等に充填されているフロン類等の管理の適正化等、オゾン層の保護に資する取組を推進する必要があります。

(1) フロン類の排出の抑制

ア フロン類の排出抑制の推進

業務用のエアコンディショナー及び冷蔵庫等の冷媒として用いられているフロン類を含む機器の使用時における漏えい対策として、平成27年4月に施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき、本市が管理する対象機器について、点検等により適正に管理し、また、民間事業者等に対する啓発活動を行っています。

イ フロン類の回収・破壊の推進

家庭用のエアコンディショナー及び電気冷蔵庫の冷媒用フロン類（CFC、HCFC、HFC）については、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等による回収や破壊を推進しています。

また、カーエアコンのフロン類の適正回収・破壊を推進するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき、登録業者の指導や監視を行っています。

表6-2 自動車リサイクル法に基づく市内の登録事業者数（令和3年度末現在）

区 分	事 業 者 数
自動車引取業者	185
フロン類回収業者	77

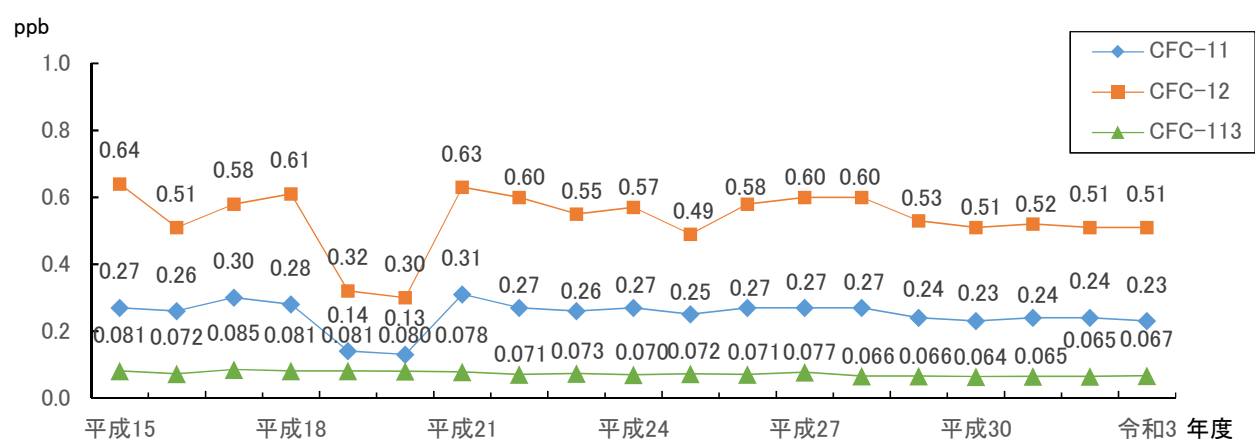
資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

(2) フロン類の濃度の調査

大気中のフロン類について、平成3年度から特定フロンであるCFC11、CFC12、CFC113等の大気濃度の調査を行っています。

CFC11等の濃度は、近年はほぼ横ばいで推移しています。

図 2 2 大気中のフロン濃度の推移



- 注 1 平成 2 8 年度までは、4 地点（市役所、南原研修所、五月が丘公民館及び衛生研究所）の平均値です。
- 注 2 平成 2 9 年度から平成 3 0 年度までは、5 地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び阿戸出張所）の平均値です。
- 注 3 令和元年度は、4 地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局及び楠那中学校）の平均値です。
- 注 4 令和 2 年度からは、5 地点（井口小学校、安佐南区役所、比治山測定局、楠那中学校及び大林小学校）の平均値です。

3 酸性雨の防止

酸性雨とは、化石燃料の燃焼等に伴い大気中に排出される硫黄酸化物、窒素酸化物等を起源とする酸性物質が溶け込んだ雨が、通常よりも強い酸性を示す現象をいい、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林等への影響、建造物や文化財の浸食等の影響が懸念されています。

酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられており、本市においても、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

このため、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制等、酸性雨の防止に資する取組を推進する必要があります。

(1) 大気汚染防止対策の推進

→ 第3章第3節1（69ページ）

(2) 酸性雨の状況の調査

酸性雨について、昭和59年度から雨水のpH等の調査を行っています。

また、平成3年度からは、広域大気汚染の影響を把握するため、全国環境研協議会酸性雨広域大気汚染調査研究部会に参画し、伴小学校で、降水時開放型捕集装置で湿性沈着物質を採取し、pH、電気伝導率（EC）、イオン成分の分析を実施しています。

令和3年度の降水量は前年度と比べ増加し、pHは上昇し、酸性成分である SO_4^{2-} 、 NO_3^- 濃度及びアルカリ性成分である NH_4^+ 、 Ca^{2+} 濃度は低くなりました。

図2-3 雨水の水素イオン濃度指数（pH）推移

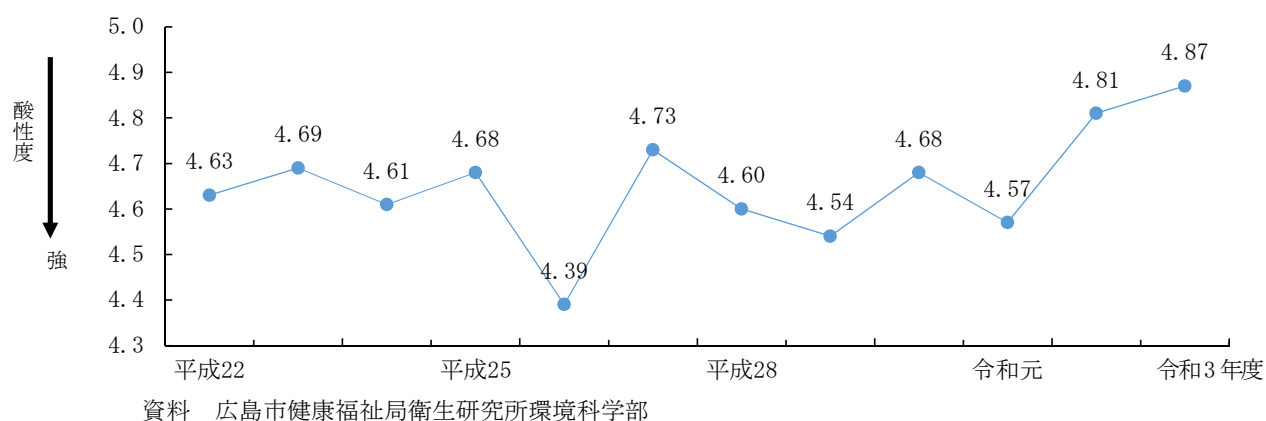


表 6 3 湿性沈着物質の調査結果

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	全国平均 令和2年度
降水量 (mm)		2,353	1,914	1,679	1,783	2,209	2,394	2,080
pH		4.6	4.5	4.7	4.6	4.8	4.9	5.0
EC ^{注2} (mS/m)		1.7	1.9	1.5	1.8	1.2	1.1	2.0
イオン 濃度 ($\mu\text{mol/l}$)	SO_4^{2-}	12.1	11.8	13.2	16.1	9.8	7.9	11.7
	NO_3^-	18.4	22.8	16.5	15.4	12.8	11.6	9.6
	NH_4^+	8.5	7.0	11.2	12.7	10.3	8.8	10.6
	Ca^{2+}	2.3	2.7	3.0	2.3	1.9	1.8	3.8

資料 広島市健康福祉局衛生研究所環境科学部

注1 降水量を除く数値は加重平均を用い、全国平均値は環境省ホームページから引用しました。

注2 EC（電気伝導率）は、液体中での電気の流れやすさを表す指標です。多くの場合、雨水に物質が溶けると電気が流れやすくなり、電気伝導率の値は高くなります。

1 環境情報の収集と提供

(1) 環境情報の収集

大気汚染や水質汚濁に関する環境監視・測定を適切に実施することにより、環境情報を収集・整理するとともに、老朽化した機器を適宜更新することなどにより、監視体制の維持・充実を図っています。

(2) 環境情報の提供

ア 広島市環境白書の作成

本市の環境の現状のデータのほか、ごみのリサイクル・減量化や地球温暖化対策など、環境負荷の低減に向けた様々な情報の提供に努めています。

イ 啓発パンフレット等の作成・配布等による広報

啓発パンフレットの作成・配布、広報紙やホームページでの掲載等の様々な方法で、本市の環境の現状や環境負荷低減のために行うべき取組などについて、市民や事業者へ情報提供を行っています。

(3) 環境情報の共有

環境関連の施策の決定及び実施に当たっては、広報紙『市民と市政』において意見募集を行うとともに、環境関連のイベントにおいてアンケート調査を行うなど、市民や事業者との情報共有に努めています。

2 環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保

ア 環境サポーター養成講座

地域における環境活動・学習の中心的役割を担う人材を養成するため、環境問題の基礎的知識の講義を開催しています。環境サポーター養成講座を修了し、市に登録した人（環境サポーター）は、本市と協力して環境学習及び普及啓発を推進しています。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、講座を中止しました。

イ その他

特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会などと連携し、環境教育・環境学習を支援する人材の育成や確保に努めています。

(2) 環境教育・環境学習の場や機会の確保

ア 環境月間行事

国は、6月を環境月間（6月5日は環境の日）とし、国民の環境保全への理解と関心を高めるために各種の行事を実施しています。

本市においても、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」において、6月を環境月間と定めており、各種の啓発活動を実施しています。

なお、平成9年度からは、広島県、広島市、一般財団法人広島県環境保全公社、一般財団法人広島県環境保健協会及びひろしま地球環境フォーラムの5者で構成する「環境の日」ひろしま大会実行委員会が、「環境の日」ひろしま大会を開催しています。

表6-4 「環境の日」ひろしま大会及び関連事業の実施状況 (令和3年度)

行事名	主催	日程	場所	内容	備考
「環境の日」ひろしま大会	「環境の日」ひろしま大会実行委員会	令和3年6月30日～7月31日	大会特設WEBサイト	環境保全に関する啓発及び情報提供	
環境活動展示	同上	同上	同上	企業、団体、行政が行っている環境学習・環境保全活動等の紹介	出展団体 21団体
環境ミニイベント	同上	同上	同上	エコクイズなど	

資料 広島市環境局温暖化対策課、同環境政策課

イ ごみ処理施設等における環境学習の推進

リサイクル施設での資源ごみの選別作業の見学や焼却施設での環境情報の提供などにより、ごみの処理に関する理解を高めるとともに、地球環境保全に対する啓発などを行っています。

ウ 太田川源流の森における水源涵養に関する啓発活動

(7) 太田川流域水源涵養推進協議会における啓発活動の推進

森林保全や水源涵養の重要性について意識啓発を図るため、太田川下流域の8水道業体で設置している「太田川流域水源涵養推進協議会」の主催により、「太田川源流の森」において、太田川下流域の住民を対象とした間伐などの林業体験や森林学習などを実施しています。

(4) 森林学習行事の開催

水源涵養の重要性について意識啓発を図るため、「太田川源流の森」における森林学習行事として、小学生と保護者を対象とした「親子で学ぼう！森のふしぎ」や一般の方を対象とした「水のふるさと見学会」を実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「水のふるさと見学会」を中止しました。

(3) 環境学習のための環境情報の収集・提供

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく年次報告書（広島市環境白書）の作成などにより、環境情報の提供を行います。

また、学校や家庭、地域などにおいて利用できる環境教育・環境学習資料をホームページで提供しており、教育委員会等と協議を行いながら啓発用資料の充実に努めています。

(4) 学校における環境教育・環境学習の推進

ア 小学生用副読本の配布等

ごみ問題について関心と理解を深めてもらうため、家庭から出るごみの行方などを説明した「ごみのおはなし」を、小学校3・4年生向けの副読本として配布しています。

イ ホームページによる環境学習プログラムの提供

環境問題を考えるきっかけとするため、小学校5年生向けに環境の状況や自ら取り組める内容等をまとめた「わたしたちと環境」をホームページに掲載しています。

ウ 感動体験推進事業の実施

幼稚園や小・中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の幼児児童生徒に、一生心に刻まれるような特色ある体験をさせることにより、学ぶ楽しさや成就感、自己実現の喜びを実感させるとともに、豊かな心の育成を図ることを目的とした事業を実施しています。

令和3年度は、79校（幼稚園8園、小学校66校、中学校4校、特別支援学校1校）で自然体験活動・環境学習を行いました。

エ 環境ポスターの募集

市内の小・中学生を対象に、地球環境を守り、広島をきれいにすることを呼び掛けるポスターを募集し、環境保全及び環境美化に対する意識の啓発を図っています。

令和3年度は、58校から1,788点の応募がありました。

オ 小・中学校、中等教育学校（前期課程）における環境学習の推進

全小・中学校、中等教育学校（前期課程）において、環境教育に係る全体計画及び年間指導計画に基づき、全教育課程を通して、計画的・系統的に環境教育を実施しています。

特に持続発展可能な社会を構築する一員としての実践力を高めるために、「環境に働きかける実践力の育成」に取り組んでいます。

(5) 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進

ア こどもエコチャレンジ

小学生が、夏休み期間中に、地球温暖化をはじめとした環境問題に配慮したライフスタイルや行動を身につけることを推進するため、省エネ対策等の目標を定めた取組シートを作成し、夏休み前に学校を通じて配布して、取組を促しています。

令和3年度は、137校が取り組みました。

イ 出前環境講座

平成5年度から、市民を対象に、ごみや生活排水などの身近な環境問題から地球温暖化まで幅広い環境問題を分かりやすく解説することにより、環境保全活動に取り組む知識や意欲を高めることを目的に、公民館や学校、企業等に市職員を講師として派遣する「出前環境講座」を実施しています。

ウ 広島地球ウォッチングクラブ

本市では、「こどもエコクラブ」の地域事務局として「広島地球ウォッチングクラブ」を運営し、身近な自然・環境観察を通じて環境学習を行い、環境にやさしい行動を呼び掛けています。

令和3年度は、38グループ、324人がクラブに登録をしています。



広島地球ウォッチング
クラブ

表65 広島地球ウォッチングクラブ活動報告

(令和3年度)

行事名	日程	内容	参加者数 (人)
自然観察会Ⅰ	11月28日	元宇品公園において、クスノキやツブラジイなど照葉樹が茂る森の中の植物や海岸沿いの植物を観察し、生育環境による植物の違いやイノコズチ、センダングサなど、ひっつき虫の種子の散布方法などについて学びました。また、海岸沿いの遊歩道では縄文時代の海面上昇の証拠となる海食崖や断層など珍しい地質を観察し、自然の不思議や大切さについて学びました。	16

資料 広島市環境局温暖化対策課

エ 八幡川リバーマラソン

地域住民に河川の重要性を認識してもらい、「住民の親しめる水のきれいな八幡川」を守り育てていこうという意識の高揚を図るため、昭和59年度から開催しています。

この事業は、開催の前日に実行委員会参加団体等による八幡川の河川清掃を行っており、環境美化の啓発にもつながるもので、毎年実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

オ 広島市環境保全事業基金の設置

市民や事業者に対する地域の環境保全に関する知識の普及等、地域の環境保全活動の振興を図るため「広島市環境保全事業基金」（基金積立額4億円）を平成元年度に設置しました。

令和3年度は、この基金を活用して、環境イベント「脱・温暖化！ひろしま」の開催等を実施しました。

カ 公民館学習会

子どもから高齢者までを対象に、様々な学習形態で「自然」や「環境」をテーマとした学習会事業を実施し、令和3年度は110事業に、延べ3,318人の参加がありました。

3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進

(1) 市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進

ア 環境保全活動に関する被表彰者の推薦

環境省では、毎年6月の環境月間行事の一環として、地域環境保全や地域環境美化に関し顕著な功績のあった方を「地域環境保全功労者」、「地域環境美化功績者」として大臣表彰を実施しており、本市では、市民等の環境保全活動への参加意欲を高めるため、被表彰者の推薦を積極的に行っています。

- ・ 環境大臣表彰の被表彰者（令和3年度）
地域環境美化功績者表彰 橋本 文郎 氏
万年青クラブ三本松会

イ エコロジーマーケット“環ッハツハ i n よしじま”への協力

持続可能な環境型社会の実現のため、市民が主体となって開催したイベントに、参加者の拡充を図るための協力を行っています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加はありませんでした。

(2) 民間団体の環境保全活動の促進

環境保全活動などの様々な市民活動を支援するため、「合人社ウエンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）」において活動場所の提供を行うとともに、市民活動に役立つ情報を「ひろしま情報 a ーネット」により提供しています。

また、公益財団法人広島市文化財団が設置する「公益信託広島市まちづくり活動支援基金」により、様々な市民活動に対する助成を行っています。

(3) 地域社会での協働による環境保全活動の促進

地域の特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を支援する「区の魅力と活力向上推進事業」を実施しています。

表 6 6 各区の魅力と活力向上推進事業のうち環境保全活動の促進に関連する事業の実施状況

(令和3年度)

区 分	事 業 名	内 容
中区	ふれあいのあるまちづくり事業(ボランティア花壇づくり)	市民ボランティアによる、道路や公園などの公共空間への花の植え付け・管理を支援しました。 また、区民を対象に、公民館で花の講習会などを実施しました。
東区	都心近くにある自然とのふれあいの促進	東区の豊かな自然環境を生かし、緑と水に触れることができる環境づくりを進めるため、ボランティアと協働で、ハイキングコースの整備や広報、水辺に親しむ機会の創出(モリアオガエルの観察会、水辺と森の自然観察会)、シリブカガシのワークショップ及び小学校における自然学習の支援などの実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業を中止しました。
南区	みなとのにぎわいづくり事業	似島ホテルの里の環境整備に併せて、自然観察会などを開催し、自然環境の大切さについて学ぶ場を設けました。 また、都心部に隣接する元宇品の豊かな自然を保全・活用していくため、市民により策定された「アース・ミュージアム元宇品」構想を基に、ボランティアとの協働で自然観察会や不法投棄ゴミの一斉清掃などを行いました。
西区	地域資源を活用したまちづくり事業	ボランティアとの協働による西区やまなみハイキングルートの整備と誘導表示板の整備を行いました。
	にぎわいのあるまちづくり事業	水辺の環境施設を活用して、水辺のふれあいウォーキングや地域団体との協働による水辺フェスタを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。
	安全・安心で美しいまちづくり事業	ボランティア団体や三滝少年自然の家等と連携して、三滝山ハイキングやバードウォッチングなど体験的な活動を中心とした講座を開催しました。
安佐南区	土と緑に親しみ自然の恵みと環境を大切にすまち	沼田町戸山地区で、ふれあい農業教室及び森いきいき里山体験教室、ボランティアによる海外援助米生産事業を、緑井町でボランティアによる権現山憩の森整備事業を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。
安佐北区	実りの里づくり事業	久地北地区では梅の剪定講習会等を実施しましたが、その他のイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。
	花のまちづくりの推進	種の採取や挿し芽などにより、種や苗を増やす活動を行う団体を対象として、資材(種、苗、土など)提供の支援を行いました。
安芸区	ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり	花と緑の豊かな景観づくりを推進するため、公民館と連携して園芸講座を開催し、土や肥料など資材の提供や講師の派遣を行いました。
	豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり	登山道整備ボランティアグループとの協働により、ハイキングコースの整備(倒木の処理や草刈りなど)を定期的に行いました。この活動の中では、海田町の登山道整備ボランティアとの共同整備も行いました。
	みんなでつくる元気なまち	里山あーと村ふるさと起こし事業を行いました(参照:38ページ)。
佐伯区	区の木、区の花でまちづくり	平成26年3月に区の木「桜」、区の花「コスモス」を制定し、花やみどりいっぱいのもちづくりを進めました。
	さえきフラワープロジェクト	区内の花づくりグループが共同で花を育て交流を深めるとともに、育てた花を活用し、寄せ植え作りや植栽を行い、公共施設を花で彩りました。

(4) 環境に配慮した事業活動の促進

ア 環境管理手法の導入

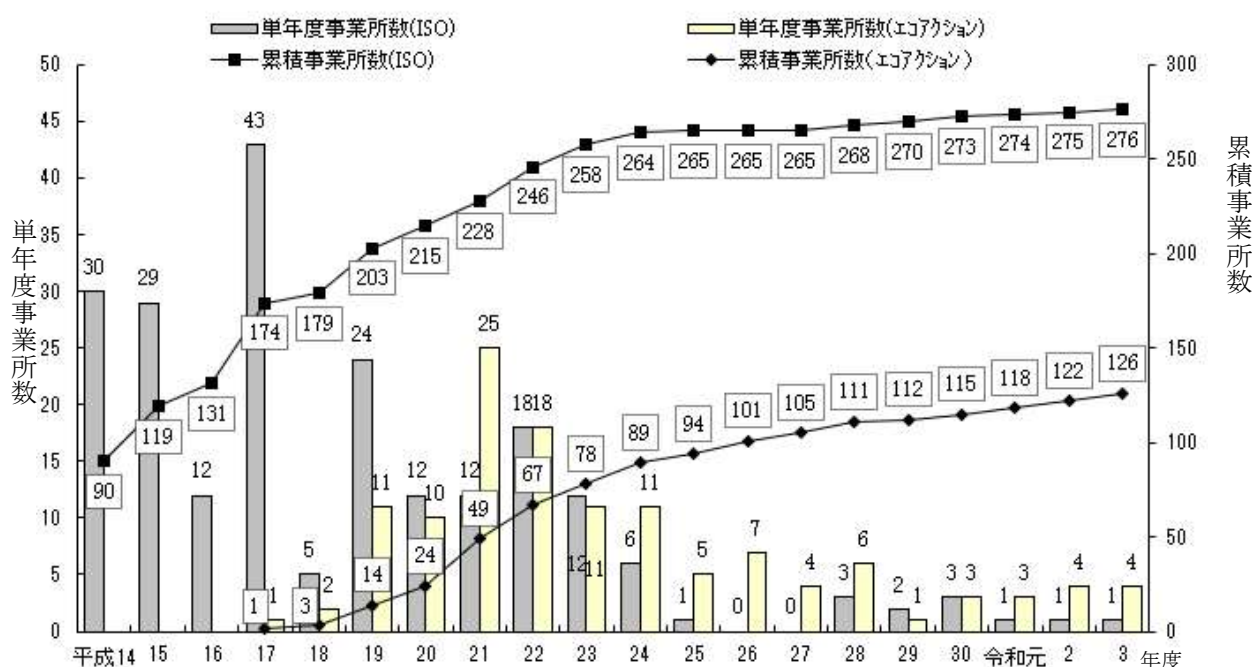
市内の中小企業及び組合が、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を導入する際の融資制度を設けています。

市内においても、競争入札参加資格の評価項目に、エコアクション21の認証を加えること等により、事業者における取組の推進に努めています。

→ 第3章第5節3(4)イ(i) 特別融資（環境保全資金）（115ページ）

平成18年度から、エコアクション21地域事務局ひろしま（一般財団法人広島県環境保健協会）と連携し、国が策定した中小企業等向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」の市内事業者への普及を促進しています。

図24 市内におけるISO14001及びエコアクション21の認証取得事業所数



資料 一般財団法人日本規格協会、公益財団法人日本適合性認定協会、一般財団法人持続性推進機構、エコアクション21中央事務局

イ 事業者への支援

(7) 環境関連産業の育成・振興

環境関連産業の育成振興を図るため、環境に配慮した企業活動を促進するための手法や次世代エネルギーに関する最新情報を提供するセミナー等を開催しています。

(i) 特別融資（環境保全資金）

中小企業融資制度の一つとして、市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要資金を融資する制度を設けています。

(ii) 特別融資（新成長ビジネス育成資金）

中小企業融資制度の一つとして、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」

等を営む市内中小企業者及び組合に対して、必要な資金を融資する制度を設けています。

(I) 新成長ビジネス事業化支援事業

新技術・新製品の開発・事業化に関して、公益財団法人広島市産業振興センターや国、地方公共団体の支援を受け、試作品の開発が完了している案件のうち、新成長ビジネス（エコビジネス等）の分野に関連するものに対して、事業化に必要な資金の助成及び事業化促進のための専門家派遣を設けています。

表 6 7 環境保全資金特別融資制度の概要

融 資 対 象	資金使途	融 資 額	融 資 期 間	利率
(1) 市内中小企業者及び組合で、次のいずれかを行うもの ① 公害防止施設の設置 ② 低公害車の購入 ③ 環境保全に資する施設の設置 （特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項に規定する特定物質の回収・代替設備、新エネルギーの導入設備等） ④ 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証） ⑤ 吹付け石綿（アスベスト）の除去・囲い込み (2) 市内中小企業者及び組合で、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの、または市内中小企業者及び組合で、広島市地域温暖化対策等の推進に関する条例に基づく計画書を提出しているもの	運転資金 設備資金	8,000 万 円 以内	10年以内 (据置1年以内)	1.2% 以下

資料 広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課

表 6 8 新成長ビジネス育成資金特別融資の概要

融 資 対 象	資金使途	融 資 額	融 資 期 間	利率
市内中小企業者及び組合で、広島市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」「観光ビジネス」「医療・福祉関連ビジネス」「都市型サービスビジネス」を営んでいるもの又は営もうとするもの (1) エコビジネスとは、環境保全に関わる以下のよう なビジネスのこと。 ア 公害防止装置、省資源・省エネのための設備、 環境負荷を低減させる装置の製造 イ 低公害車、廃棄物リサイクル、省エネ型製品、 リサイクル商品など環境への負荷の少ない製品・ 商品の販売 ウ 環境アセスメント、廃棄物処理等、環境保全に 資するサービスの提供 エ 省資源・省エネ型システム、屋上・壁面緑化等 の社会基盤の整備 (2)～(4) 略	運転資金 設備資金	8,000 万 円 以内	10年以内 (据置1年以内)	1.2% 以下

資料 広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課

(5) グリーン購入の促進

市民・事業者のグリーン購入を促進するため、本市のグリーン購入方針やグリーン購入実績をホームページなどに掲載し、PRを行っています。

4 市の率先取組の推進

(1) 広島市地球温暖化対策実行計画の推進

平成 29 年 3 月に策定した広島市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）では、本市自らが市内有数の温室効果ガス排出事業者であること等を踏まえ、本市が率先して、地球温暖化の防止に取り組むとともに、顕在化しつつある地球温暖化による気候変動への影響に対応することにより、市民、事業者等の行う自主的な取組の促進を図ることとしています。現在、実行計画に基づき、各種取組を推進しています。

表 69 実行計画に掲げた目標等

ア 市役所の目標とその目標達成に必要な温室効果ガス排出量等（単位：トン-CO₂）

排出源別区分	平成 25 年度 排出量	令和 2 年度					令和 12 年度
		将来推計 値	削減見込 量	削減後排出 量	削減率	目標	目標
事務所等	163,617	167,364	▲18,700	148,664	▲9.1%	▲9.1%	▲30%
廃棄物処理	110,655	126,655	▲17,200	109,455	▲1.1%	▲1.1%	
下水処理	65,668	70,301	▲7,330	62,971	▲4.1%	▲4.1%	
水道水供給	53,599	52,483	▲180	52,303	▲2.4%	▲2.4%	
合 計	393,539	416,803	▲43,410	373,393	▲5.1%	▲5.1%	

資料 広島市環境局温暖化対策課

イ 目標達成に向けた取組内容

排出源別区分	取組内容
事務所等	職員一人一人の取組の推進
	環境物品等の購入・使用
	環境に配慮した市有施設の建設・管理等 ・「環境配慮契約」に基づく電力契約の実施 ・「リース方式によるLED照明ガイドライン」等の活用によるLED照明の導入 ・カーボン・マネジメント推進事業の実施 ・ESCO事業による設備更新の実施
	次世代自動車の導入と適正利用 ・次世代自動車の導入 ・エコドライブの徹底
	人と自然にやさしいエネルギーの導入推進 ・市有施設への太陽光発電や木質バイオマスボイラー等の導入
	ごみの減量・リサイクルの推進
	環境に配慮したイベント等の開催
廃棄物処理	ごみの減量やリサイクルの推進
	廃棄物発電の更なる高効率化
下水処理	高効率機器への更新
	処理施設配置の最適化
	下水道資源の有効利用 ・消化ガス発電事業
水道水供給	高効率機器への更新 ・取・浄水場のLED照明の更新 ・取水場の変圧設備機器の更新 ・ポンプ所の空調設備機器の更新

資料 広島市環境局温暖化対策課

実行計画の目標の達成に向けて、市の全ての職場において、省エネルギーごみの減量・リサイクルの推進などに取り組んでいます。目標に対する令和２年度の達成状況は、下表のとおりです。

表 7 0 実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成状況 (単位：t-CO₂)

排出源別区分	平成 25 年度 排出量	令和 2 年度達成状況 (確定値)			令和 2 年度目標	
		排出量	削減量	排出量	排出量	削減率
事務所等	163,617	115,142	▲48,475	▲29.6%	148,664	▲9.1%
廃棄物処理	110,655	102,567	▲8,088	▲7.3%	109,455	▲1.1%
下水処理	65,668	43,603	▲22,065	▲33.6%	62,971	▲4.1%
水道水供給	53,599	35,844	▲17,755	▲33.1%	52,303	▲2.4%
合 計	393,539	297,156	▲96,383	▲24.5%	373,393	▲5.1%

資料 広島市環境局温暖化対策課

(2) 広島市環境マネジメントシステムの推進

本市は、平成 13 年以降、市役所本庁舎・全区役所及び安佐北工場・中工場において、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」を順次取得し、電気使用量やごみ排出量の削減などに努めてきましたが、環境保全のための取組をより効果的かつ効率的に行うため、平成 23 年度からは本市独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用を行っています。

実行計画の目標達成に向けた取組については、このシステムにより、全庁的な体制の下で「PDCA サイクル」により推進しています。

(3) 広島市役所におけるグリーン購入

本市では、平成 13 年 4 月に全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の規定に基づき、平成 14 年 3 月に「広島市役所グリーン購入方針」を策定し、総合的かつ計画的なグリーン購入を開始しました。

「広島市役所グリーン購入ガイドライン」では、本市が重点的にグリーン購入を推進していく品目（21 分野 24 品目）を定め、環境への負荷が小さい物品であるための基準を品目ごとに設け、その基準を満たす物品等（適合物品等）の購入の推進に努めていくこととしています。

表 7 1 広島市役所グリーン購入実績

(令和 3 年度)

分野	特定品目	購入実績			購入 目標
		総数 (A)	適合物品数 (B)	購入割合 (B/A)	
① 紙類	塗工されていない印刷用紙（上質紙、中質紙、上更紙、更紙）	177,009,440	168,276,464	95%	100%
	塗工されている印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙）	8,870,571	6,577,018	74%	100%
② 文具類	ファイル	150,919	149,644	99%	100%
	事務用封筒（紙製）	2,683,748	2,115,114	79%	100%
	窓付き封筒（紙製）	5,026,380	3,372,570	67%	100%
③ オフィス家具等	いす	1,296	1,220	94%	100%
④ 画像機器等	プリンタ	81	79	98%	100%
⑤ 電子計算機等	記録用メディア（災害備蓄用品として購入したものを含む。）	8,747	8,406	96%	100%
⑥ オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池（災害備蓄用品として購入したものを含む。）	61,825	61,278	99%	100%
⑦ 移動電話等	携帯電話	573	572	100%	100%
⑧ 家電製品	電気冷蔵庫	38	35	92%	100%
⑨ エアコンディショナー等	ストーブ	26	14	54%	100%
⑩ 温水器等	ガス調理機器	27	21	78%	100%
⑪ 照明	LED照明器具（照明用白色LEDを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具）	1,125	950	84%	100%
⑫ 自動車等	自動車	18	11	61%	100%
⑬ 消火器	消火器	970	962	99%	100%
⑭ 制服・作業服等	作業服	7,057	2,236	32%	100%
⑮ インテリア・寝装寝具	カーテン	1,097	803	73%	100%
⑯ 作業手袋	作業手袋	36,555	25,198	69%	100%
⑰ その他繊維製品	のぼり	435	228	52%	100%
⑱ 設備	日射調整フィルム	58	55	95%	100%
⑲ 災害備蓄用品	ペットボトル飲料水	20,052	661	3%	100%
⑳ 公共工事	再生加熱アスファルト混合物	18,961	18,960	100%	—
㉑ 役務	印刷	2,554	2,223	87%	100%

資料 広島市環境局環境政策課